

規程のひな型

- ・事業者の実態に応じて、グレー網掛け部分などは、適宜変更して活用すること。
- ・変更する場合は行政機関と協議すること。

（目的）

第 1 条 この規程は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 10 条に基づき適合事業者の認定を受け、提供される重要経済安保情報の管理に関して必要な事項を定め、もって重要経済安保情報の適正な管理及び活用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に適用されるものとする。

（関係法令等）

第 3 条 この規程に係る法令等は、次のとおりである。

- (1) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）
- (2) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「令」という。）
- (3) 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定。以下「運用基準」という。）。

（定義）

第 4 条 この規程において各用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 重要経済安保情報 法第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。
- (2) 保護責任者 運用基準第 5 章第 1 節(2)①に規定する保護責任者をいう。
- (3) 業務管理者 運用基準第 5 章第 1 節(2)②に規定する業務管理者をいう。
- (4) 適性評価 法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。
- (5) 適合事業者 法第 10 条第 1 項に規定する適合事業者をいう。
- (6) 重要経済安保情報文書等 重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は重要経済安保情報を化体する物件をいう。
- (7) 可搬記憶媒体 パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。
- (8) 携帯型情報通信・記録機器 携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラ等の通話、記録等の機能を有する機器をいう。
- (9) 運搬 有体物である重要経済安保情報文書等を移動させることをいう。
- (10) 伝達 有体物である重要経済安保情報文書等の移動を伴わずに重要経済安保情報を伝えることをいう。

(保護責任者)

第5条 保護責任者は、●●(組織名)における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、●●における重要経済安保情報の取扱いの責任を負うものとする。

2 保護責任者は、役員の中から取締役会の指名により決定する。

(業務管理者)

第6条 業務管理者は、重要経済安保情報を取扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負う。

2 業務管理者は、保護責任者が各部門長と協議して決定する。

(保護責任者及び業務管理者の変更)

第7条 保護責任者及び業務管理者を新たに指定又は変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(基本的な事項)

第8条 ○○(例：保護責任者)は、●●の名称や住所、主な事業内容に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(議決権の5%超を直接に保有する者)

第9条 ○○(例：保護責任者)は、議決権の5%超を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法又は国籍の変更があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、議決権の5%超を直接に保有する者の議決権の保有割合に変動(保有割合が5%超10%未満であった者にあつては新たに10%以上、保有割合が10%超15%未満であった者が新たに15%以上になったときに限る。)があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(役員)

第10条 ○○(例：保護責任者)は、役員に変更がある場合又は役員の氏名、国籍等、若しくは帰化歴の有無に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(外国との取引に係る売上高の割合)

第11条 ○○(例：保護責任者)は、外国との取引に係る売上高の割合に変更がある場合(事業年度内における売上高の総額のうち、同一の国又は地域に属する外国政府や外国事業者等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の50以上となった場合に限る。)には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(教育)

第12条 ○○(例：保護責任者)は、年1回以上、業務管理者及び重要経済安保情報を取扱うことが見込まれる者に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなる者に対して、当該者が実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に、前項の教育を実施しなければならない。

- 3 ○○（例：保護責任者）は、第1項の教育の内容等を変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（施設）

第13条

○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の取扱いにあたり契約行政機関から認められた場所（以下「重要経済安保情報取扱区画」という。）や保管容器等の設備に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（候補者名簿の作成）

第14条 ○○（例：保護責任者）は、様式1の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者（以下「候補者」という。）の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、契約行政機関に提出しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、候補者名簿を作成するに当たっては、以下の事項に留意しなければならない。
- (1) 重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれないような従業員等を候補者とせず、必要最低限の範囲に留めること
 - (2) ●●の雇用関係になく指揮監督も及ばない者等の従業員等ではない者を候補者とし、しないこと
- 3 ○○（例：候補者の上司）は、候補者に対して、あらかじめ適性評価の趣旨を説明し、候補者名簿に掲載することにつき当該候補者から同意を取得しなければならない。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、○○（前項の説明をする者）に対して、候補者に前項の説明が徹底されるよう周知しなければならない。
- 5 ○○（例：保護責任者）は、候補者上司等に対して、以下のような行為をしないよう周知しなければならない。
- (1) 候補者に適性評価を受けるように強制すること
 - (2) 候補者が質問票（運用基準別添5の質問票をいう。）に記載した内容の開示を求めること
 - (3) 候補者が適性評価の実施に同意しなかった理由や適性評価の結果、適性が認められなかった場合の理由等の開示を求めること
- 6 ○○（例：保護責任者）は、すでに契約行政機関に提出した候補者名簿に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（行政機関からの通知）

第15条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から、提出した候補者名簿に記載した者について、以下の通知があった場合には、当該者にその旨を通知するものとする。

- (1) 契約行政機関の重要経済安保情報管理者が適性評価実施責任者に提出する名簿へ不掲載
- (2) 適性評価を実施する者としての承認又は不承認

（適性評価の実施に関する協力）

第16条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関又は内閣府から、適性評価を実施することとなった従業員等の連絡先の提供その他適性評価及び適性評価調査の実施に当たり依頼があった場合には、これに協力しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、適性評価を実施することとなった従業員等の上司等に対する調査など、適性評価及び適性評価調査の実施に当たり契約行政機関又は内閣府から調査や照会があった場合には、合理的な範囲内で当該上司等がこれに協力するよう社内へ周知しなければならない。

（適性評価者名簿の作成）

- 第 17 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から伝達された適性評価の結果を踏まえ、様式 2 の適性があると認められた者を一覧にした名簿（以下「適性評価者名簿」という。）を作成し、保存するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、退職により重要経済安保情報を取り扱わなくなった者が出了場合には、当該者を適性評価者名簿から削除するものとする。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、作成した適性評価者名簿を、●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

（個人情報の管理）

- 第 18 条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した当該従業員等の個人情報を、厳格に管理しなければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、前項の個人情報が記載された文書に関して、用済後速やかに廃棄する等適切な管理に努めなければならない。
- 3 ○（例：保護責任者）は、第 1 項の個人情報を●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

（苦情の申出に関する不利益取扱いの禁止）

- 第 19 条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（個人情報の目的外利用の禁止）

- 第 20 条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した当該従業員等の個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的に利用又は提供してはならない。

（事後の事情の変化に関する報告）

- 第 21 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業員等について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。
- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと
 - (2) 罪を犯して検挙されたこと
 - (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと
 - (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと
 - (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと

- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと
- (9) 上記のほか、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

(重要経済安保情報の取扱業務の停止)

第 22 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業員等について、契約行政機関から、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、直ちに、当該従業員等が重要経済安保情報を取り扱わないようにしなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、前項の措置を講じたときは、速やかに、取扱者名簿から当該従業員等についての記載を削除しなければならない。

(派遣労働者である場合の措置)

第 23 条 ○○（例：●●における派遣労働者の上司）は、派遣労働者に対して、あらかじめ適性評価の趣旨を説明し、候補者名簿に掲載することにつき当該派遣労働者から同意を取得しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、派遣労働者について、以下の内容に関して、書面により、当該派遣労働者を雇用する事業主に通知しなければならない。
- (1) 候補者名簿に登載したこと又は不登載となったこと
 - (2) 適性評価を実施することについての契約行政機関の長の承認が得られたこと又は得られなかったこと
 - (3) 適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと
 - (4) 同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと
 - (5) 適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手続が中止されたこと
 - (6) 適性評価の結果
 - (7) 第 21 条第 1 項各号に規定する事情があると認められたこと
 - (8) 当該派遣労働者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、派遣労働者を雇用する事業主において以下の事項が徹底されるよう、当該派遣労働者を雇用する事業主との契約において担保しなければならない。
- (1) 現に重要経済安保情報を取り扱っている派遣労働者について、第 21 条第 1 項に掲げる事情があると認めたときに、その旨が報告されること
 - (2) 当該派遣労働者に関する前項各号の通知に係る文書が第 18 条第 2 項の規定に準じて適切に管理されるよう必要な措置を講じること
 - (3) 当該派遣労働者が苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁じること

- (4) 当該派遣労働者が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、適性評価の結果が通知されていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した個人情報、重要経済安保情報の保護以外の目的に利用又は提供することを禁ずること
- (5) 当該派遣労働者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、派遣元事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されていること

(取扱者の制限)

第 24 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報を取り扱わせるに当たっては、契約で合意された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲の中から、業務に必要な範囲において必要最小限度の者を選定しなければならない。

(取扱者名簿の提出)

第 25 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から提供された重要経済安保情報ごとに、様式 3 の当該重要経済安保情報を実際に取り扱うことになる者を一覧にした名簿（以下「取扱者名簿」という。）を作成し、契約行政機関に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、取扱者名簿に掲載されていない者に、新たに当該取扱者名簿に係る重要経済安保情報を取り扱わせようとする場合には、あらかじめ、契約行政機関の承認を受けなければならない。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、退職や人事異動等によって重要経済安保情報の取扱いの業務を行う必要性がなくなった者が出た場合には、速やかに取扱者名簿から削除し、契約行政機関に報告しなければならない。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、作成した取扱者名簿を、●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

(保護措置)

- 第 26 条 重要経済安保情報を現に取り扱っている者は、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されていない者に当該重要経済安保情報を提供してはならない。
- 2 適性があると認められていない者は、重要経済安保情報を現に取り扱っている者に対し、当該重要経済安保情報の提供を求めてはならない。

(アクセス制限)

- 第 27 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画について、適性があると認められた者以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることができないようにするため、監視・警報装置の設置等適切な物理的措置を講じなければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、前項に規定する物理的措置を変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(立入制限)

- 第 28 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画について、その出入口に、立入が禁じられている旨の掲示を行わなければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画に、適性があると認められた者以外の者を立ち入らせてはならない。ただし、○○（例：保護責任者）が特に立入りを必要と認め、契約行政機関も許可した者については、この限りではない。

- 3 前項において、〇〇（例：保護責任者）が特に立入りを必要と認める者とは、次に限るものとする。
- (1) 重要経済安保情報取扱区画に設置されている電子計算機等の器材の維持、管理を行う者
 - (2) 契約行政機関の職員であって検査等を行う者
 - (3) 緊急事態の発生時又は発生のおそれがある場合に重要経済安保情報取扱区画の保護措置を行う者
 - (4) その他〇〇（例：保護責任者）が当該立入りを真にやむを得ないと認める者
- 4 〇〇（例：保護責任者）は、前項に規定する者を重要経済安保情報取扱区画に立ち入らせる場合には、当該立入りとは関係のない重要経済安保情報文書等を事前に移動又は被覆する等の措置をあらかじめ講じなければならない。
- 5 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画に立ち入らせる場合には、様式4の立入記録簿に記入させなければならない。

（機器持込禁止）

- 第29条 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画について、その出入口に、携帯型情報通信・記録機器の持込が禁じられている旨の掲示を行わなければならない。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画に携帯型情報通信・記録機器を持ち込ませてはならない。

（電子計算機の使用の制限）

- 第30条 重要経済安保情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、適性があると認められた者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、契約行政機関が認めたもののみで取り扱うものとする。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存しなければならない。
- 3 重要経済安保情報を取り扱う者は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合には、暗号化措置等の保護措置を講じなければならない。

（接受）

- 第31条 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を接受する場合には、保護責任者又は保護責任者が指名する者以外の者に接受させてはならない。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を接受した場合には、様式5の重要経済安保情報文書等保管簿に記録するとともに、当該重要経済安保情報文書等を次条に定める方法により保管しなければならない。
- 3 〇〇（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日等の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該通知の内容を様式6の周知書により周知するものとする。

（保管）

- 第32条 重要経済安保情報文書等は、重要経済安保情報取扱区画において、契約行政機関から承認を受けた保管容器に保管しなければならない。

- 2 ○○（例：業務管理者）は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱う電子計算機について、盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講じなければならない。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、同一の重要経済安保情報取扱区画において保管容器を変更する場合（あらかじめ契約行政機関から認定を受けた保管容器に保管する場合に限る。）には、重要経済安保情報文書等保管簿を修正しなければならない。
- 4 第1項の規定は、重要経済安保情報を記録する可搬記憶媒体に準用する。

（運搬）

- 第33条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬する場合には、施錠のできる運搬容器（外部から内側を視認することができないものに限る。）を用い、2名以上の者が携行又は輸送機関に同乗監視するものとする。
- 2 前項の方法による運搬ができない場合又は不適当な場合は、あらかじめ契約行政機関の許可を得て、他の方法により運搬することができるものとする。
 - 3 重要経済安保情報文書等の運搬に当たっては、その授受を明確にするため、様式7の送付書・受領書を用い、受領書に運搬先の受領者印を徴するものとする。
 - 4 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬した場合には、受領書の写しを添え、様式8の報告書により契約行政機関に報告しなければならない。
 - 5 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿を修正するとともに、受領書の保存等を確実に実施するものとする。

（閲覧）

- 第34条 重要経済安保情報文書等の閲覧は、重要経済安保情報取扱区画内において、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されている者に対してのみ実施することとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、閲覧を実施する場合には、当該閲覧の内容を筆記することを禁止するなど保護に必要な措置を講じるものとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、閲覧を実施した場合には、様式9の重要経済安保情報文書等閲覧簿に所定の事項を記録するものとする。

（伝達）

- 第35条 重要経済安保情報の伝達は、電子メール、電話、FAX、ストレージサービス等のインターネットを介したもの等で実施してはならない。
- 2 重要経済安保情報の伝達は、重要経済安保情報取扱区画内において、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されている者に対してのみ実施することとし、その始めと終わりに伝達する情報が重要経済安保情報であることを明らかにすることとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、伝達を実施する際には、当該伝達の内容を筆記又は録音することを禁止するなど保護に必要な措置を講じるものとする。

（作成）

- 第36条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。以下同じ。）する場合には、あらかじめ様式10の申請書により契約行政機関に申請し、その許可を得なければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等の作成の申請に当たっては、その範囲及び数量を必要最小限度に留めるものとする。

- 3 重要経済安保情報文書等を作成する場合には、あらかじめ実施方法等を契約行政機関と協議し、契約行政機関の立ち会いを得るものとする。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成した場合には、様式 11 の重要経済安保情報文書等作成記録簿に記録しなければならない。
- 5 重要経済安保情報文書等の作成の過程で作成した文書等であって、当該重要経済安保情報の内容を察知するに足るものは、用済後、第 46 条に規定する方法により速やかに廃棄しなければならない。

（表示）

- 第 37 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成したときは、「重要経済安保情報」の表示をしなければならない。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である場合には、契約行政機関と協議の上、様式 12 の指定書により当該重要経済安保情報文書等を管理するとともに、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、指定に係る様式 13 の通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書である旨を通知するものとする。
- 2 前項の表示は、契約行政機関から特段の指示がない場合には、次に示す方法により行うものとする。
 - (1) 文書及び図画を含む文書等については、各頁の右上部及び左下部に赤色で表示する。
 - (2) 前号によることが困難又は不適當である場合には、適宜の見やすい場所に赤色で表示する。
 - 3 当該重要経済安保情報が、各国の秘密情報に該当する場合は、「重要経済安保情報」の表示に加えて、各国政府の表示を赤色で行うものとする。
 - 4 ○○（例：保護責任者）は、作成した重要経済安保情報文書等への登録番号等の表示は、契約行政機関の指示に基づき、次に示す方法で行うものとする。
 - (1) 文書及び図画については、表紙の左上部に表示する。ただし、左上部に表示できない場合は、適当な個所に表示する。
 - (2) 物件については、適宜な見やすい場所に表示する。

（指定の有効期間満了に伴う措置）

- 第 38 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者（契約の終了若しくは解除又は人事異動等により当該重要経済安保情報を取り扱う者でなくなった者を含む。第 39 条及び第 40 条において同じ。）に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を様式 14 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 15 の通知書により通知するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合には、次の処置を行うものとする。
 - (1) 重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した文書等の「重要経済安保情報」等の表示を赤色（これにより難しい場合は他の色。）の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の表示を赤色（やむを得ない場合は他の色。）で行う。
 - (2) 重要経済安保情報文書等保管簿に重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨を追記する。

(指定の有効期間延長に伴う措置)

第 39 条 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨を様式 16 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 17 の通知書により通知するものとする。

2 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知があった場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に記録された当該文書等に係る情報に当該延長後の指定の有効期間が満了する年月日を追記するものとする。

(指定の解除に伴う措置)

第 40 条 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定を解除した旨の通知があった場合は、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該指定が解除された旨を様式 18 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 19 の通知書により通知するものとする。

2 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合は、次の処置を行うものとする。

(1) 重要経済安保情報の指定が解除された文書等の「重要経済安保情報」等の表示を赤色(これにより難い場合は他の色。)の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の表示を赤色(やむを得ない場合は他の色。)で行う。

(2) 重要経済安保情報文書等保管簿に重要経済安保情報の指定が解除された旨を追記する。

(関係簿冊)

第 41 条 ○○(例：保護責任者)は、重要経済安保情報の取扱いの業務を適切に管理するため、この規程に定める関係簿冊を備え付けなければならない。

2 関係簿冊は、契約終了後 3 年を経過するまでの間保管するものとし、廃棄する場合には、契約行政機関からの確認を受けるものとする。

(保護措置の報告)

第 42 条 ○○(例：業務管理者)は、毎年 1 回以上、定期的に重要経済安保情報取扱区画における重要経済安保情報文書等の保管状況を検査し、当該検査結果を様式 20 の検査記録表に記録し、保護責任者に提出しなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、社内の全ての重要経済安保情報取扱区画について、前項の検査結果をとりまとめ、様式 21 の報告書により契約行政機関に報告しなければならない。

(官による保全検査の受検)

第 43 条 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から●●における重要経済安保情報の取扱業務の管理状況について検査を受ける場合は、その実施のために協力するものとする。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から●●における重要経済安保情報の取扱業務の管理状況について指導があった場合は、当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（罰則）

- 第 44 条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等がこの規程に違反して、重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、就業規則に基づき懲戒の対象となることを●●において周知しなければならない。

（返却）

- 第 45 条 ○○（例：保護責任者）は、契約終了後は直ちに、重要経済安保情報文書等を返却するとともに、関連して自ら作成した重要経済安保情報文書等を全て廃棄又は契約行政機関に提供するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約の履行中であっても、契約行政機関から指示があった場合には、当該指示に基づき、契約行政機関から交付を受けた重要経済安保情報文書等及び自ら作成した重要経済安保情報文書等を提供するものとする。
- 3 （例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を返却した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が返却された旨を追記する。

（廃棄）

- 第 46 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から指示があった場合に限り、重要経済安保情報文書等を廃棄できる。
- 2 前項の廃棄に当たっては、○○（例：保護責任者）が立ち会い、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、重要経済安保情報文書等の内容が識別できないように確実に行うものとする。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を廃棄した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が廃棄された旨を追記するとともに、様式 22 の廃棄報告書により契約行政機関に報告しなければならない。

（非常の場合の措置）

- 第 47 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認める場合は、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、緊急の事態に際して重要経済安保情報文書等を廃棄する場合は、あらかじめ、緊急の事態に際しての廃棄について様式 23 により契約行政機関に申請し、承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかに、廃棄報告書により契約行政機関に報告しなければならない。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、前項の方法により重要経済安保情報文書等を廃棄した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が廃棄された旨を追記しなければならない。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、緊急時における契約行政機関への連絡経路を整備し、関係社員に周知することにより、常に契約行政機関への緊急連絡体制を維持するものとする。

(事故等発生時の措置)

第 48 条 重要経済安保情報を取扱う者は、重要経済安保情報文書等を紛失した場合、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊された場合又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実の調査を行い、かつ、重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じて事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに把握し得る全ての内容を、その後速やかにその詳細を契約行政機関に報告しなければならない。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関への報告後、遅滞なく、次に掲げる事項について調査を行い、調査結果に所見及び対策を添えた調査報告書を契約行政機関に提出するものとする。
 - (1) 事故等が発生した日時及び場所並びに当事者の氏名及び職務
 - (2) 事故等発生に係る重要経済安保情報文書等の名称、登録番号、一連番号、数量及び内容
 - (3) 事故等発生の原因及び経過
 - (4) 事故等発生の及ぼす影響
 - (5) 事故等発生に対して講じた措置
 - (6) その他参考となるべき事項
- 4 ○○（例：保護責任者）は、事故等が発生した場合の契約行政機関への連絡経路を整備し、関係社員に周知することにより、常に契約行政機関への緊急連絡体制を維持するものとする。

(雑則)

- 第 49 条 ○○（例：保護責任者）は、この規程を改正する場合は、取締役会での承認を得た上で、速やかに契約行政機関に申請し、その承認を得なければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、この規程の細部要領を示した細則を定めることができる。
 - 3 この規程の実施に当たり、他の規則と競合する場合は、原則としてこの規程が優先するもの

（適合事業者において重要経済安保情報の取扱いが見込まれる従業員向け）

教育資料ひな型

1

セキュリティ・クリアランス制度及び 重要経済安保情報保護活用法 概要

- 情報保全と「セキュリティ・クリアランス」
- 重要経済安保情報保護活用法の概要
- 経済安全保障分野の「セキュリティ・クリアランス」制度の必要性

2

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国における情報保全措置の一環として、
 - ① **政府が保有する安全保障上重要な情報を指定し、**
 - ② 指定された情報に対して、**アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認**した者の中で取り扱う（**漏えいや不正取得に対する罰則**を定めるのが通例）、
 とする制度。
 - 我が国では、「セキュリティ・クリアランス」制度を規定している法律として、**特定秘密保護法**（平成26年12月10日施行）と**重要経済安保情報保護活用法（令和7年5月16日施行）**がある。
- 【参考】同盟国・同志国等においても、情報保全のための「セキュリティ・クリアランス」の実施はスタンダード。

① 情報指定

政府が保有する安全保障上
重要な情報を指定



② 情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）
に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス
（施設・組織の信頼性）

③ 罰則

漏えいや不正取得に
対する罰則



重要経済安保情報保護活用法の概要（令和6年法律第27号）

1. 重要経済安保情報の指定

- ① **重要経済基盤保護情報**（重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報）であって、
- ② 公になっていない、
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に**支障**を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なものを**重要経済安保情報**として指定

2. 重要経済安保情報の管理ルール

- 重要経済安保情報は、**10年以内**に「**情報を漏らすおそれがない**」という**適性評価**を受けた者でなければ、取り扱えない。なお、特定秘密保護法の適性評価を受けた者は、特定秘密の取扱いの業務を行える期間（5年）に限り、本法の適性評価なしに、同じ行政機関において重要経済安保情報を取扱うことができる（ただし、本法の適性評価を以て特定秘密を取扱うことはできない。）。
- 適性評価は、**本人の同意を前提として、内閣総理大臣による一元的調査**の結果に基づいて、各行政機関の長が実施。（調査事項は、特秘法と基本的に同様であるが、特定有害活動・テロリズムに関する事項は経済安保分野に限定）

3. 罰則等

- 漏えいや不正取得は、**5年以下**の拘禁刑**若しくは500万円以下**の罰金又はこれを併科。
- 未遂、過失犯（漏えいのみ）、共謀、国外犯等も処罰。
- 法人の業務に関して漏えい又は不正取得（未遂を含む）をした場合は、**法人にも罰金刑**。

- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から、経済・技術の分野にも拡大。国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要に。**経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏洩のリスクに万全を期すべく、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要。**
- こうした情報保全の強化は、安全保障の経済・技術分野への広がりを踏まえれば、同盟国・同志国との間でさらに必要となるこれらの分野も含んだ国際的な枠組みを整備していくこととあいまって、**すでに情報保全制度が経済・技術の分野にも定着し活用されている国々との間で協力を一層進めることを可能にする。**
- **経済活動の担い手が民間事業者**であることに留意しつつ、**官民の情報共有を可能にする仕組みが必要。**

5

情報保全の考え方 情報取扱者の心構え

- 情報保全の心構え
- 情報保全の必要性
- 情報保全の際の留意事項、ペナルティー
- 漏えいの働き掛けについて注意すること
- （参考）過去の漏えい事案

6

- 当社は、**適合事業者**に認定されました。適合事業者は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図ることを目的として、契約に基づき、行政機関から重要経済安保情報の提供を受けます。
- 適合事業者の従業者は、**事業活動に重要経済安保情報を活用することを通じて、安全保障という公益に貢献**することが期待されます。
- 貴方は、「**重要経済安保情報（又は特定秘密）を漏らすおそれがない**」と認められ、適合事業者の従業者として、**重要経済安保情報の取扱いの業務を任される方**です。
- 重要経済安保情報を取り扱うことは、**日本の経済安全保障の強化の一端を担うこと**であることを常に意識し、情報保全に努め、業務の内外において必要な取組を怠らないようにしましょう。

7

情報保全の必要性

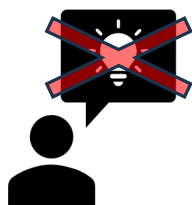


なぜ情報保全が必要なのか？

情報保全を怠った結果、**重要経済安保情報が漏えいすると・・・**



外国との信頼関係が損なわれ、情報収集や交渉が困難となったり



我が国の施策や手の内を把握され、対抗措置を講じられたり、重要物資の供給網を阻害されたり



保護措置や能力が露見し、通信妨害や攻撃が容易となったり



我が国の社会・経済秩序が不安定化したり、国民の生活が脅かされたりするなど、**日本の安全保障に悪影響**を及ぼすことが考えられます。

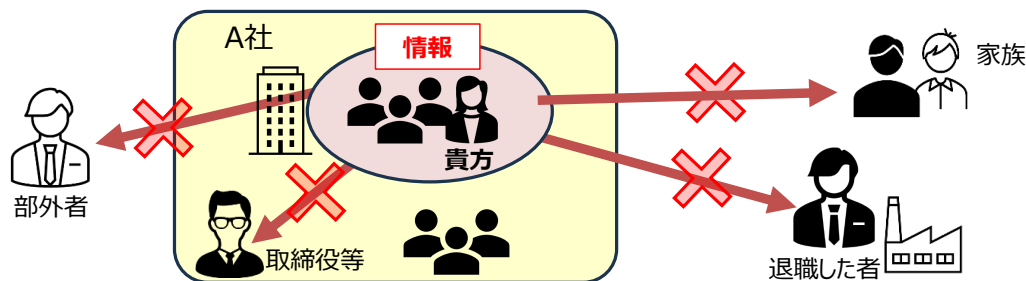
官民一体となった**重要経済安保情報の保全**が必要です。



8

1 漏えいの禁止

- 重要経済安保情報に指定される情報は、**漏えいすれば、我が国の安全保障に支障を及ぼす情報**です。
- 重要経済安保情報は、
 - ①適性評価において、これを**漏えいするおそれがないと認められた者**が、
 - ②**業務上必要な場合に限って**これを**取扱う**ことができます
- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者（取扱者として指定された者）のみ**が取扱うことを許容されています。指示された者以外の者に対してこれを漏らしてはなりません。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）
 このことに例外はなく、退職した上司等や家族に対してはもちろんのこと、社内で**適性評価を付与されていても**、当該重要経済安保情報の**取扱者として指示されていない者にその内容を漏えいしてはなりません**。相手が指示された者かどうか確信が持てない場合にも同様です。必要に応じて上司等に確認してください。

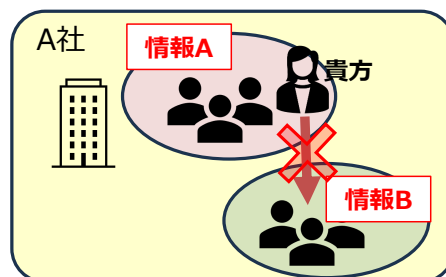


9

情報保全の際の留意事項②

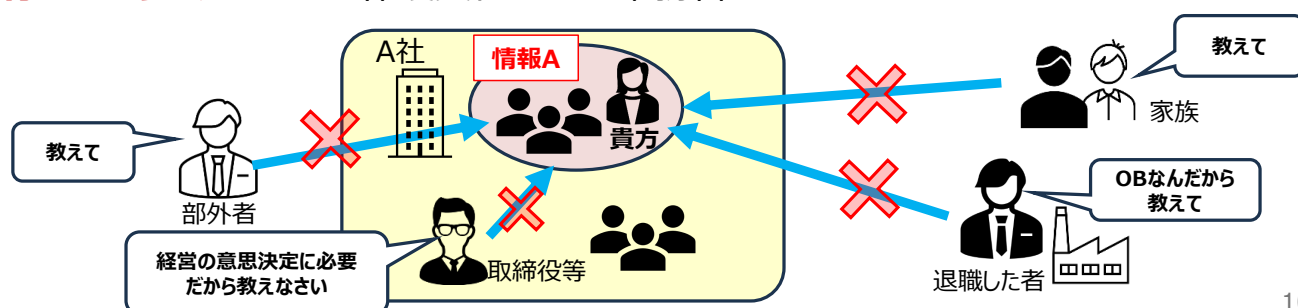
2 重要経済安保情報を聞き出すことの禁止

- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者のみ**が取扱うことを許容されています。
- 貴方は、与えられた**業務に必要な範囲を超えて**、重要経済安保情報について**知ろうとしたり**、適性評価を付与された他の重要経済安保情報の取扱者に対し**質問したり、話題にしたり**することは**行ってはなりません**。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）



3 漏えいの働き掛けを受け得ることへの対処

- **情報取扱者ではない人物（部外者、外国政府関係者等を含む）から**重要経済安保情報の**共有を求められた場合は**、保護責任者又は業務管理者へ**報告**してください。

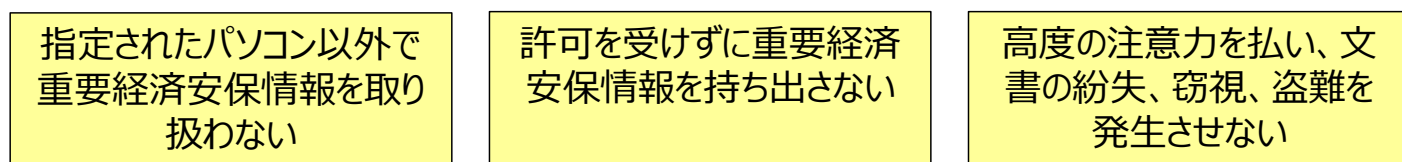


10

4 その他の遵守すべき事項

○ 情報を漏えいしてはならないことは当然ですが、情報の保全のためには、他にも遵守すべき事項があります。

例えば・・・



※具体的な態様によっては、漏えいやその未遂ないし過失として取り扱われることもあります。

重要経済安保情報の保全

(情報保全のために実施すべき事項の詳細は22ページ以降参照。)

11

情報保全がなされなかった場合のペナルティ

○ 情報保全義務違反は、その**内容に応じて様々なペナルティ**が科せられます。

■ 漏えいした本人に対するペナルティ（刑事罰（下記）、就業規則に基づく懲戒処分）

		内容	罰則	その他
漏えい	①	重要経済安保情報取扱い業務に従事する者が知り得た重要経済安保情報を漏えい	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂や過失も罰する。
	②	公益上の必要で提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏えい	3年以下の拘禁刑 /300万円以下の罰金	同
不正取得	③	外国の利益若しくは自己の不正利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的等で重要経済安保情報を不正に取得したとき	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂も罰する。
	④	①又は③の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金	
	⑤	②の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金	
	⑥	①から⑤に関し、国外犯も罰する		
両罰規定	⑦	法人又は人の業務に関して①の行為（過失犯を除く）又は③の行為をしたとき	（行為者を罰するほか）その法人又は人に対し、罰金	

- 「疑いのある者」として再度の適性評価の対象となることがあり、その場合、重要経済安保情報の取扱いができなくなる可能性
- 周囲の者（上司・同僚）も処分を受ける可能性（監督責任）
- 企業の信用失墜

12

重要経済安保情報を取り扱う者は、**自身が重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得る**ことを十分に認識し、**規範意識を常に高く**保たなければなりません。

想定される働き掛けの端緒の一例を確認し、働き掛けを受ける可能性を高める行動に留意しておく必要があります。

○ 想定される働き掛けの端緒の一例

- SNSに覚えのない企業からメッセージが送られてくること
- 道端や居酒屋で見知らぬ人から声を掛けられること
- 付き合いのある企業の人から、理由なく過剰にご馳走されたり、金品を送られたりすること



少しでも不審な点を確認したら、**上司やその他の適当な者に報告しましょう**

13

漏えいの働き掛けについて注意すること②

○ 働き掛けを受ける可能性を高める行動

- SNSなど不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価の結果、適性があると認められた者であることや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容を掲載すること
- 自身だけでなく同僚が適性評価を受けたことや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容について、**不特定多数の人に対して話**をすること（居酒屋、食堂、トイレ、電話等）



○ その他私生活において注意したい行動

- 重要経済安保情報が記載されていないにもかかわらず、業務に関する文書やデータを持ち帰らない
- 働き掛けがあった際に弱みとなり得る行動は控える（過度なギャンブル、反社会的・反倫理的な交際等）

※①外国との関係の変化、②犯罪、③懲戒処分、④情報取扱違反、⑤違法薬物、⑥精神疾患、⑦飲酒トラブル、⑧経済的状況、及び⑨重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義に該当する事情があると認められた場合は、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出てください

14

○ SNS等が不当な働き掛けの契機となる場合

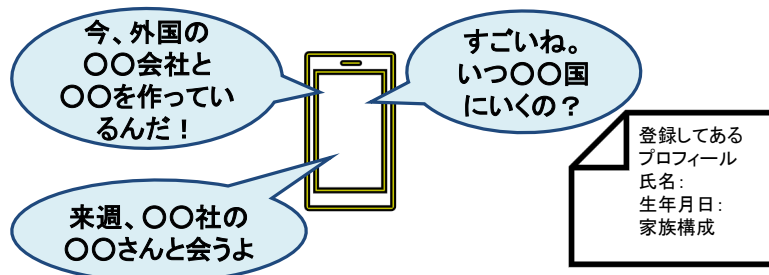
SNSの利用に際しては、一般に、以下のような行動にも注意が必要。

■ 業務中に撮影されたと推察される写真の掲載



背景等に意図していない機微な情報等が映り込み、情報が漏えいしたり、複数情報を組み合わせて推定される場合もあります。

■ 職務の内容に係る情報の発信



他のユーザーとのやりとりや投稿写真等で、具体的な職務内容が推測されてしまうおそれがあります。

不用意な発信は、それ自体が情報漏えいにつながる可能性だけでなく、外国諜報機関等による情報収集の対象となり、働き掛けを受ける契機となる可能性がありますので注意が必要です。

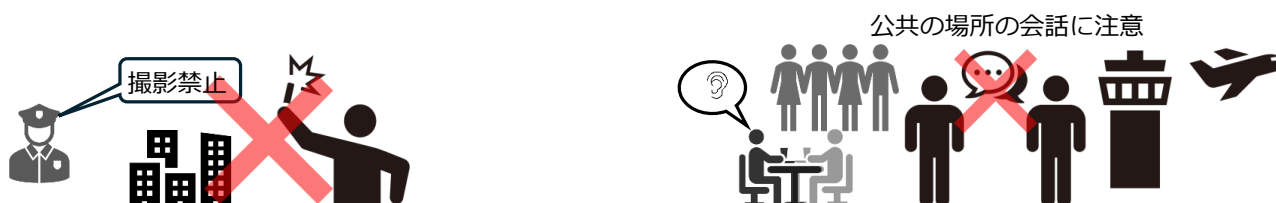
15

漏えいの働き掛けについて注意すること④（海外渡航）

海外渡航時には、仮にそれが私的な渡航であっても、外国諜報機関等による情報収集の対象となる可能性があります。滞在中は、国内における日頃の留意事項に加え、特に注意が必要です。

不当な働き掛けの対象とならないよう、

- 予約時等におけるホテルや代理店等には**必要最小限の情報**のみを提供。
- 交通機関その他の**公共の場所及びホテル室内等周囲に人がいない環境であっても会話に注意**し、不必要なことを話さない（日本語で話しているから大丈夫ということはない）。
- スマートフォンやパソコンを海外で使用する場合、海外出張用専用端末等の利用を推奨。それが困難な場合は、不要なデータは消去する。現地では**紛失や盗難に遭わないよう機器を肌身離さず管理**するとともに、**通信回線の使用には、会話と同様の注意**を払う。
- みだりに**自身の身分や職業**を明かさない（ツアーガイドや通訳であっても注意）。
- 仮に日本人・日系人であっても、知り合いでもない**現地でみだりに接近を図る者**に注意。
- **軽微な違反行為**（ポイ捨て、撮影禁止場所での撮影等）であっても、場合によっては身柄が拘束される可能性に注意。
- （家族が居住する等の明確な目的がある場合を除き）頻繁な私的な入国等、当局の目に止まるような行動を避ける。（出入国に関する情報は記録されていることに注意）



少しでも不審な点を確認したら、上司やその他の適当な者に報告し、適切に対処しましょう。

必要に応じ、現地の我が国大使館又は総領事館に連絡を。

16

過去の漏えい事案①

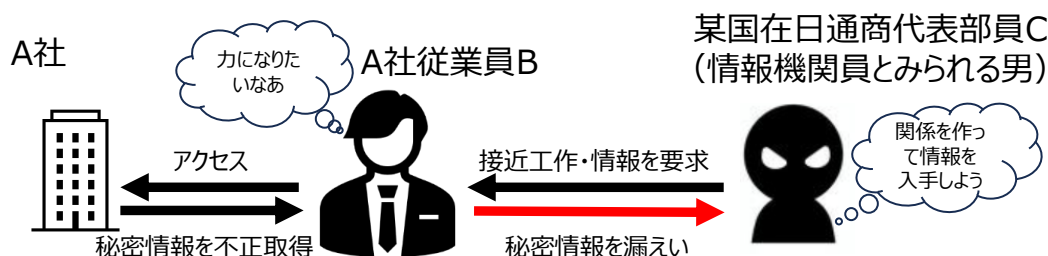
①公務員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bは、某国大使館員とシンポジウムで知り合い、交流を深める中で現金等を受け取るようになり、見返りに秘密情報を渡しました。このため、職員Bは、守秘義務違反容疑で逮捕され、懲役10か月の実刑判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



②民間企業の従業員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A社従業員Bは、某国在日通商代表部員Cと面談を重ねて交流を深める中で、Cからの求めに応じ、同社の秘密情報を不正に取得したとして罪に問われ、懲役2年、執行猶予4年、罰金80万円の判決を受けました。

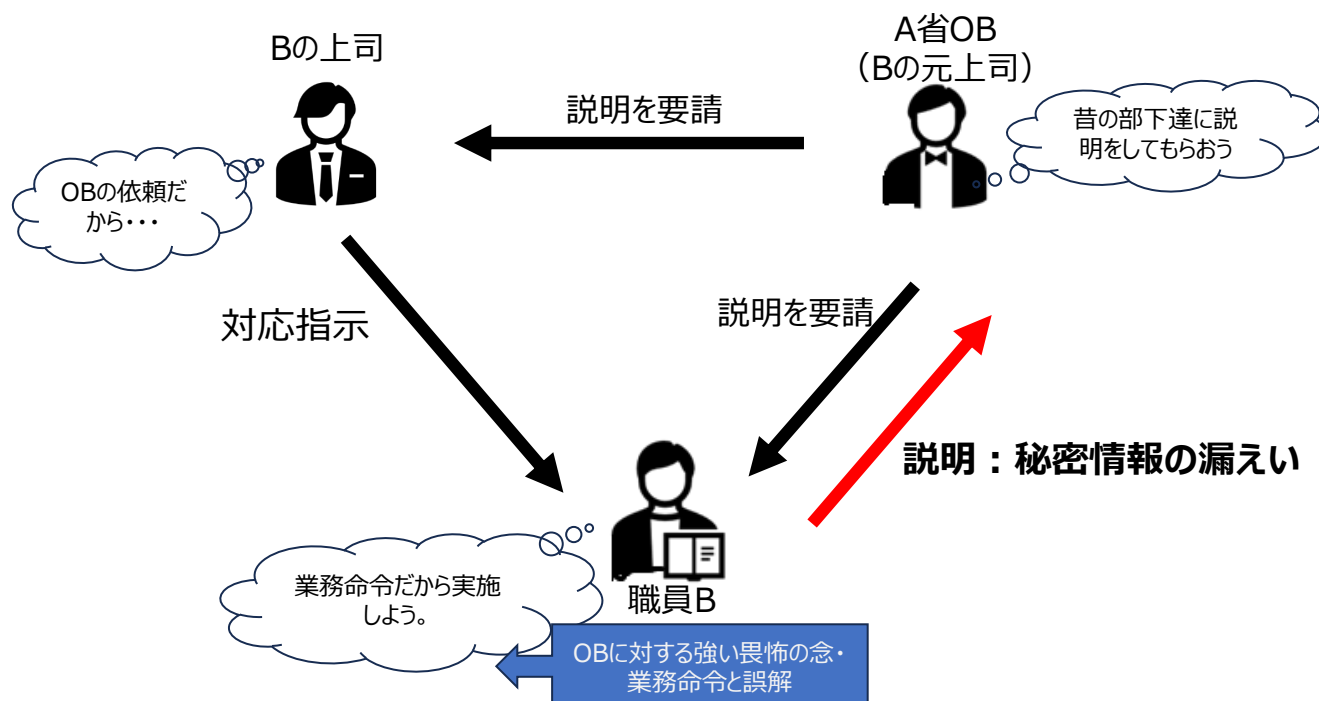


17

過去の漏えい事案②

③公務員によるOBへの秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bが、かつて上司だったOBに対して実施した業務説明において、**秘密情報を故意に漏らした**ことが判明しました。職員Bは、書類送検されたほか、懲戒の免職処分となりました。



18

情報の取扱い

- 重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯
- 重要経済安保情報文書の取扱い
- 重要経済安保情報取扱区画のイメージ
- 電子計算機等による重要経済安保情報の取扱い
- 関係簿冊の整備
- 非常の場合及び事故発生時の対処
- 保全検査

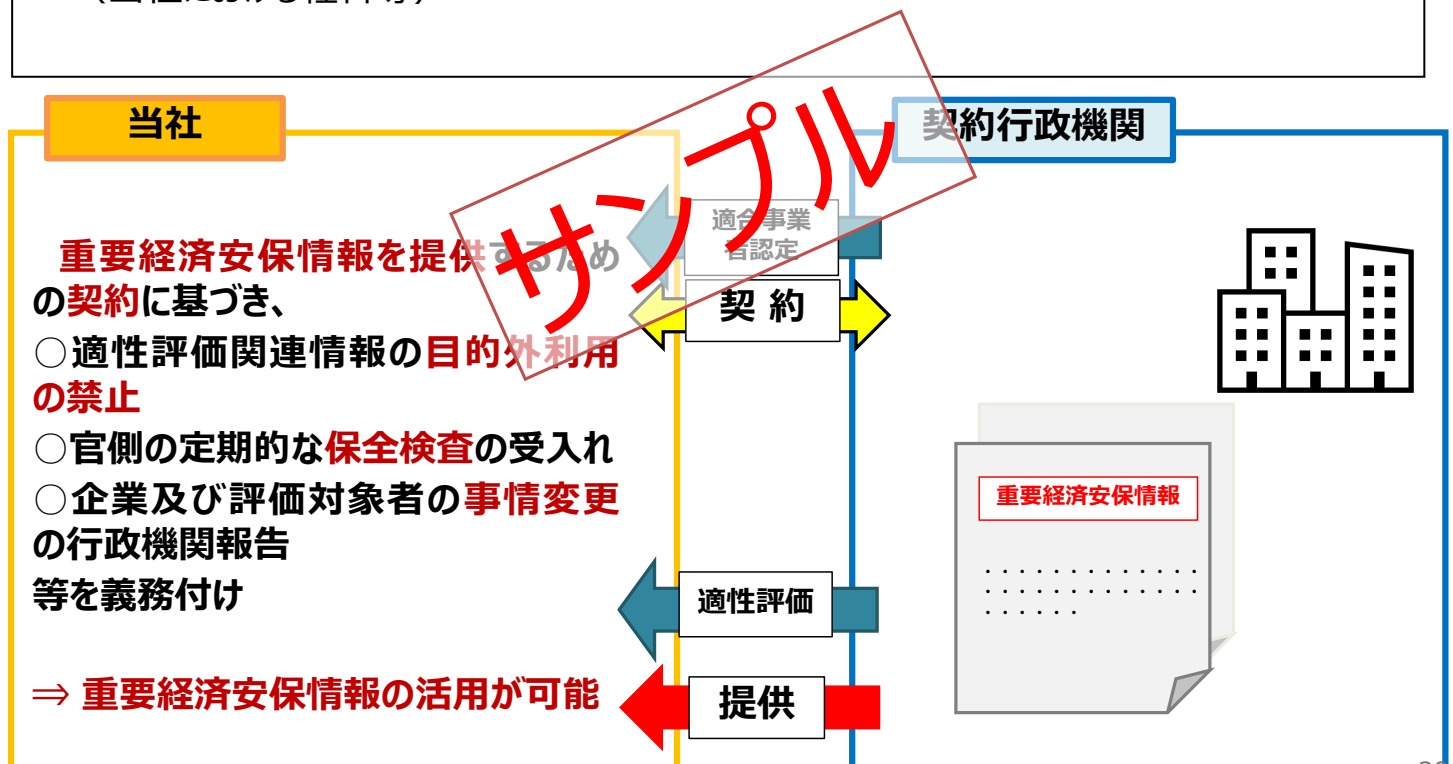
※以下は、情報の取扱いを解説した内容となりますので、各社の運用実態に合わせた内容を盛り込んでいただくことを想定しています。

19

当社が重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯

- 重要経済安保情報を企業が取り扱う場合は、契約行政機関が適合事業者認定を実施した上で、**契約行政機関と企業との契約に基づき、重要経済安保情報の提供を受ける。**

- （当社における経緯等）



20

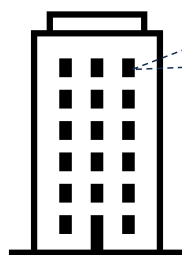


21

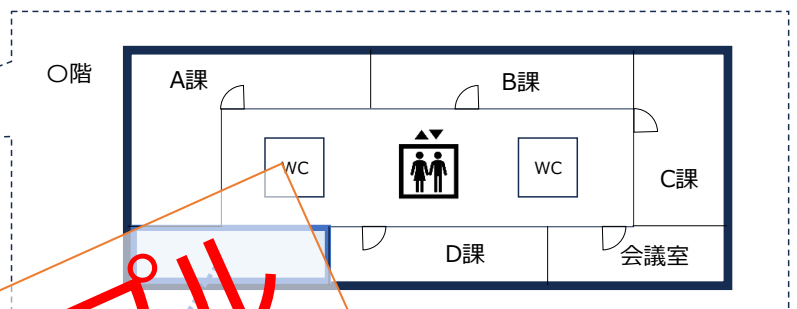
【本頁の内容は管理責任者の方を想定】 重要経済安保情報取扱い区画のイメージ①

① 社屋

適切な入場制限措置
例：社員証等による認証



② 区画



① 部外からのアクセス制限

執務室を含む社屋の入出場時に社員証等による認証がなされるなど、入場を制限。
(アクセスの制限がない場合は、建物の敷地全体を金網等で囲んだ上で、適切な入場制限措置を講じること。)

② 重要経済安保情報取扱い区画

天井、壁、床：容易に破壊されなような鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性素材を用いる。

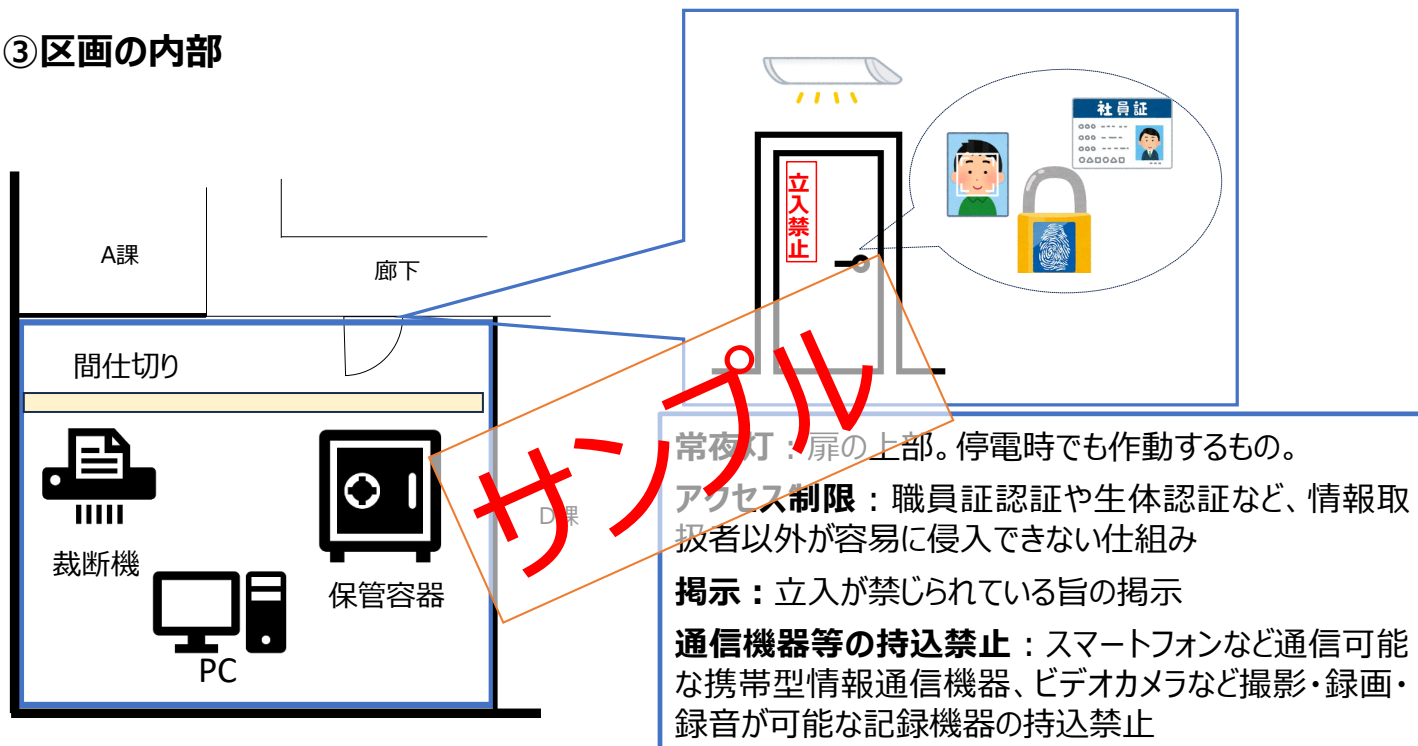
出入口：原則1カ所（複数箇所とする場合は不用意に開閉可能とならない）。常夜灯の設置（緊急時に照明が確保できる）

窓：窓がない部屋が推奨。仮に設置されている場合は、窓の強度を補強し警戒装置を含め容易に破壊侵入されないようにし、外部から盗み見られないよう遮蔽措置を講じる（ブラインドを常時閉めるなど）

開口部：ダクト、天窓等の開口部に不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付ける。

22

③区画の内部



間仕切り等：出入口を開けた際に中が見えないよう、また、入室する従業者が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないよう、必要に応じて設置。

保管容器：三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など施錠可能で十分な強度を有するもの

電子計算機（PC等）：スタンドアロン又はインターネットに接続しない。取扱区画内で作業を行う。盗難、持ち去り防止等のために端末はワイヤで固定。

電子計算機等による重要経済安保情報の取扱い

■ 重要経済安保情報は、**適性があると認められた者のみがアクセスできる措置**（生体認証等）が講じられた、**スタンドアロン又はインターネットに接続していない**（※）、**契約行政機関の承認を得たパソコン等**で取り扱うこと。

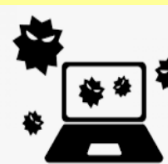
※インターネットやWi-Fiへの接続は不可。



- ✓ 重要経済安保情報を記録するデータをUSB等に記録する場合には、**暗号化を行うなどの保護措置**が必要。（安全が確保されていないUSB等は使用しない。）
- ✓ 重要経済安保情報を含むデータのUSB等への**書き出し**および**印刷**を保存。

※重要経済安保情報の**不適切な取扱い例**

- ・重要経済安保情報の取扱いが認められていないパソコンに同情報に該当するデータを移行した。
- ・当該データをメールで私有パソコンに送信し、自宅で閲覧した。



意図せず、自宅の**PCがウイルスに感染**し、情報が抜きとられる危険性有り。

関係簿冊の整備

	留意事項	関係簿冊
文書の接受	・指定の有効期間を社内関係者に周知 ・行政機関から重要経済安保情報文書等を接受せずに、行政機関において閲覧のみする場合もその旨を保管簿に記録	保管簿
文書の運搬	・運搬に際しては、外部から内側を視認できない、施錠できる運搬容器を用い、2名以上の者が携行又は輸送機関に同乗監視（他の方法で情報を運搬・移転する必要がある場合は、契約行政機関の許可を取得） ・事後、受領書（写）を添えて契約行政機関に報告 ・重要経済安保情報文書等を保管する場所や保管容器を変更する場合は保管簿に記録	保管簿
文書の閲覧	・重要経済安保情報取扱区画内において閲覧 ・筆記不可（各社の保護措置による）	閲覧簿
情報の伝達	・筆記・録音不可（各社の保護措置による） ・電子メール、電話、FAX、スラッシュサービス等のインターネットを介した伝達は不可	—
文書の作成（複製）及び表示	・契約行政機関の許可を得る必要 ・契約行政機関の立ち会いの下で文書を作成 ※作成の範囲・数量は最小限に留める。 ・重要経済安保情報の表示（表示が困難である場合、指定に係る通知）	作成記録簿
有効期間の満了又は指定解除	・情報の有効期間の満了／情報指定の解除の通知／周知 ・文書の表示を抹消	保管簿
有効期間の延長	・情報の有効期間の延長の通知／周知	保管簿
文書の返却／文書の廃棄	・契約終了又は契約行政機関の指示があった場合、提供を受けた重要経済安保情報文書を全て返却するとともに、作成（複製）した文書を全て廃棄又は提供 ・文書の廃棄は、保護責任者（各社の規定に従う）が立ち会い、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、文書等が複製又は識別できないように確実に行う ・廃棄後は、廃棄報告書により契約行政機関に報告	保管簿

25

非常の場合及び事故発生時の対処

（非常の場合の措置）

契約行政機関との緊急連絡体制を整備・維持

緊急の事態に際し、漏えい防のために他に適当な手段がないと認める場合は、契約行政機関に当該重要経済安保情報文書等の廃棄について申請し、承認を得る（ただし、その手段／いとまがない場合は廃棄後速やかに報告）

焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により廃棄

重要経済安保情報文書等保管簿に記録

（注）いかなる場合であっても、**従業者の人命及び安全第一**で行動してください。発災時にこれら措置を義務付けるものではありません。

（事故等発生時の措置）

重要経済安保情報文書等を紛失／漏えい／破壊された場合又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告

直ちに調査を実施
保護に必要な措置を講じ、事故の拡大防止に努める
把握し得るすべての内容を、その後速やかにその詳細を契約行政機関に報告

調査結果、所見及び対策を契約行政機関に報告

26

①適合事業者社内で行う保全検査（年1回以上）

- 重要経済安保情報取扱区画で実施する検査
 - ・業務管理者：定期的に重要経済安保情報の保管状況を検査。
検査結果を保護責任者に提出
 - ・保護責任者：業務管理者から提出された結果をとりまとめ、契約行政機関に提出
- 契約行政機関側の保全検査を受検する場合の実施のための協力
- 契約行政機関側から指導があった場合は、必要な措置を講じる

②適合事業者の従業者への保全教育（年1回以上）

- (1)秘密制度に関する法令、規則の内容
- (2)保全教育の意義、重要性
- (3)秘密の漏えい等に係る罰則、懲戒処分、等
- (4)適合事業者が規定した秘密保全規則の内容
- (5)その他
 - ・保全教育の意義、重要性（意識の涵養）
 - ・need to knowの原則
 - ・社内保全規則の確実な履行
 - ・サイバー関連の感染防止対策及び事案の対処手順

27

苦情の申出／相談窓口／
通報窓口

28

	苦情受理窓口	相談窓口	通報窓口
役割	適性評価の結果や実施方法等に関する評価対象者からの苦情を受け付ける窓口	適性評価結果の目的外利用等の左記苦情以外の相談や、評価対象者以外の者からの問合せを受け付ける窓口	情報の指定・解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料する場合の窓口
申出者	評価対象者	評価対象者 適性評価の実施に際して関係する者	重要経済安保情報の取扱業務者等（※）
提出方法	書面	書面以外も可	書面以外も可
責任者	●●	●●	●●
連絡先	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール

※ 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者、行っていた者、法の規定により提供された重要経済安保情報を知得した者

29

【参考】重要経済安保情報保護活用法及び関連法令等

○制度の詳細については、重要経済安保情報保護活用法及び関連法令等を参照ください。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC00000000027/20250516_0000000000000000

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/507CO00000000026>

重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について（運用基準）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

重要経済安保情報保護活法保護規程

ガイドライン、適性評価に関するQ&A

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/hogokatsuyou.html



参 考

31

【参考】重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報指定の要件

行政機関の長は、指定しようとする情報が**重要経済安保情報の指定の3要件(重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性)**に該当するか否かは以下の基準に従い判断。 ※特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除く。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

- | | |
|----------------|--|
| 重要
基盤
経済 | <ul style="list-style-type: none">◆ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制（基盤公共役務の提供体制）◆ 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網（重要物資の供給網） <ul style="list-style-type: none">・ 基盤公共役務に含まれる役務の例：「経済安全保障推進法」における基幹インフラ、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における重要インフラ、国の行政機関の役務の一部・ 重要物資に含まれるものの例：「経済安全保障推進法」における特定重要物資及びその原材料、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資 |
|----------------|--|

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

第1号	① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等 ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置 ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置等 ・ 重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置
第2号	① <u>重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの</u> ・ 第1号の措置に対応する脆弱性に関する情報 ② <u>重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの</u> ・ 国際共同研究開発において外国政府等から提供された情報 ・ 我が国が技術優位性を持つ分野に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ・ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報 ③ <u>その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</u>
第3号	外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した 外国の政府又は国際機関 からの情報
第4号	第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報

2 非公知性

現に不特定多数の人に知られていないか否か

3 秘匿の必要性

その情報の漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるか否か

32

第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究	① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの	ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置 b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く） イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置 ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く） ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの	① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの ② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの	ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報 イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報 ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ウ 重要経済基盤を防護するための革新的な技術に関する情報
第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報	③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む）	
第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力	第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報	

33

【参考】適性評価対象者の上司としての留意事項 （適性評価対象者の上司に当たる者に見せることを想定）

上司の立場にある貴方は、部下に対しても一定の配慮を行い、重要経済安保情報の保護及び活用のための適切な環境づくりに努めてください。

① 適性評価に関する留意事項

■ 適性評価制度への理解

- 適性評価を受けることは任意である。そのため、部下に対し、候補者名簿への掲載及び適性評価への**同意を強制してはならず、同意しない場合にその理由を質してはならない。**

■ 評価対象者のプライバシーへの配慮

- 適性評価調査に際する対象者への質問票は、あくまでも対象者本人が記入し、行政機関に直接提出するものである。対象者のプライバシーに関する情報が多く含まれるため、上司の立場にある貴方が**質問票を確認する必要はなく、質問票に記入した内容の開示を求めてはならない。**
- 適性が認められなかった場合の通知の希望は評価対象者が任意に選択できるものである。評価対象者に**理由の通知を希望するよう求めてはならない。**
- 適性評価調査等への協力
- 必要に応じて実施される対象者の上司等に対する質問等には合理的な範囲で協力する。
- 調査に協力した事実やその内容を**周囲に明かすことは避ける。**
- 対象者に事情変更が認められる場合は、速やかに行政機関に申し出る。

② 重要経済安保情報の保全に関する留意事項

■ 重要経済安保情報の聞き出し禁止

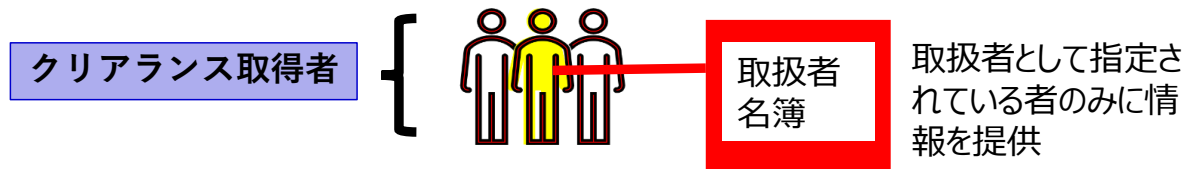
- 重要経済安保情報は、取扱者が厳格に指定される。自身が取扱者に指定されていない重要経済安保情報について**他の従業員に質問したり、話題にしない。**

34

■ Need to Knowの原則

「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則

- ⇒ 情報の共有範囲を必要最小限とし、業務に関係のない情報は知らせない。
- ⇒ 知る必要のない情報を探知しない。



■ サード・パーティ・ルール

入手した秘密を、提供元に無断で第三者に提供することはできないという原則



35

【参考】確認テスト

問：重要経済安保情報の取扱いについて、適切なものを選んでください。

a. 適性評価がとれたので、うれしくて、SNSに「適性評価がとれたので、重要な仕事ができる！」とアップした。

Ans.× 適性評価を得たことを不特定多数の者に知らせると、不適切な働き掛けの対象になる場合がありますので、慎重に行動してください。

b. ○○省から提供された「重要経済安保情報」の表示のある文書について、同僚から、口外しないから情報の中身を教えてほしいと頼まれた。その同僚は、同じ部署に所属し、信頼できる人物であるが、同「重要経済安保情報」の取扱者ではないため、伝えなかった。

Ans.○ 「重要経済安保情報」を取り扱う者は、適性評価で適性が認められ、かつ、情報の取扱者として指定された者に限定されます。仮に同僚が適性評価を得ていたとしても、貴方が取り扱う「重要経済安保情報」の取扱者に指定されていない場合には、同人に「重要経済安保情報」の内容を伝えてはいけません。

c. 従業員Aは、重要経済安保情報が保存されたUSBメモリを許可を得て使用した後、これを紛失したが、翌日、USBメモリを発見した。USBメモリが他者によって取り扱われた形跡はないが、念のため事後的に上司に顛末を報告した。

Ans.× 可搬記憶媒体等を含め、重要経済安保情報文書等を紛失した疑い又はおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告する必要があります。



36

年 月 日

〇〇 様

重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ

あなたには、●●（組織名）において、行政機関から提供される重要経済安保情報を取扱う業務を行っていただくことを予定しています。

ただし、実際に、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていただくためには、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）」に基づき、行政機関が実施する適性評価を受けていただく必要があります。

適性評価を受けていただくために、まずは、●●から行政機関に提出する名簿に、あなたを掲載することになりますが、この名簿掲載に当たっては、あなたからの同意が必要です。

今後の手続き等をご理解の上、名簿掲載に同意される場合には、別紙 2 の名簿掲載の同意書を以下の担当宛てに提出してください。なお、名簿掲載に同意されない場合には、適性評価を受けていただく必要はありませんし、●●としてもその理由を問いません。

ご不明な点等についての問い合わせやご相談についても、以下の担当までお願いします。

（添付資料）

- ① 別紙 1 適性評価について
- ② 別紙 2 名簿掲載の同意書

＜担当＞
部署名
電話
電子メール

適性評価について

1. 適性評価とは

適性評価とは、重要経済安保情報の取扱者を適性（重要経済安保情報を漏らすおそれがないこと）が認められた者に限定するための制度です。

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」では、重要経済安保情報を取り扱う業務に従事するためには、適性評価によって、適性が認められなければならないとされています。

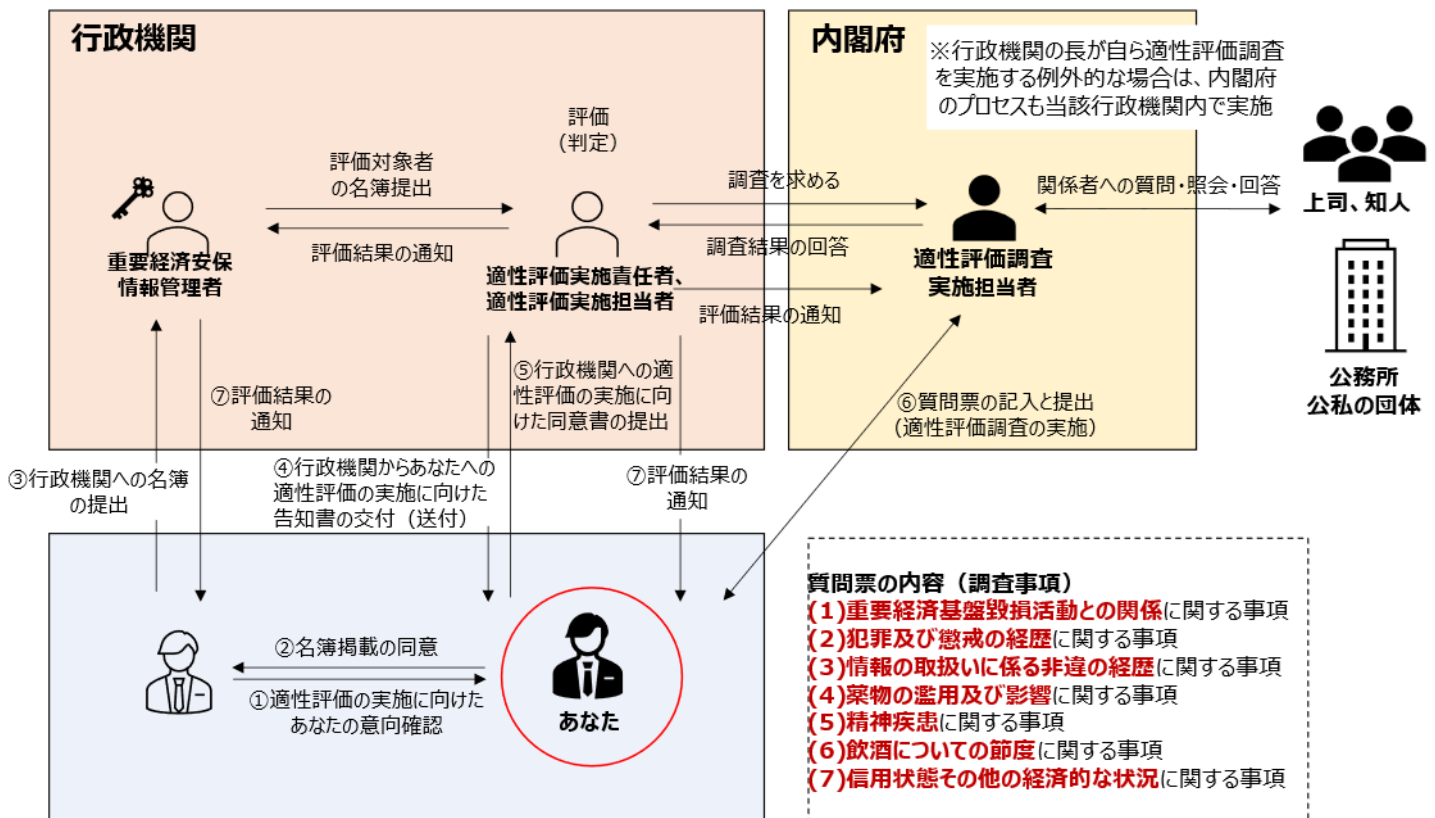
また、適性評価の実施に当たっては、以下のようなことが決められています。

- ①本人の同意を得て調査を行うこと
- ②法定項目以外の事項についての調査を禁ずること
- ③評価結果その他適性評価で得られた個人情報の目的外利用を禁ずること
- ④苦情の申出ができること

なお、適性評価は、各行政機関が行いますが、適性評価のための調査は、原則として、内閣府が行うこととされています。

2. 適性評価の流れ

適性評価の流れは、以下のとおりです。



①適性評価の実施に向けたあなたの意向確認

- ・あなたが、実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うためには、行政機関からの適性評価を受けていただく必要があります。
- ・まずは、説明資料（本紙、別紙1）をよく読んで、今後の手続や実際の調査内容などをご理解いただいた上で、適性評価の実施に同意するかどうかを判断してください。
- ・②の「名簿掲載」に同意すると、適性評価の手続が開始されます。
- ・仮に、「名簿掲載」に同意しない場合でも、●●はその理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

②名簿掲載の同意

- ・適性評価の実施に同意する場合には、別紙2の「名簿掲載の同意書」を〇〇まで提出してください。
- ・その後、行政機関の適性評価実施担当者から、改めて⑤の「適性評価の同意確認」がありますが、それまでの間も含めて、同意はいつでも取り下げることが可能です。
- ・●●は、同意を取り下げた理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

③行政機関への名簿の提出

- ・あなたから、②の「名簿掲載の同意書」が提出され、同意が確認された場合、●●から、あなたの氏名、生年月日等を記載した名簿を行政機関の重要経済安保情報管理者に提出します。
- ・なお、あなたに適性評価を実施するかどうかを最終的に判断するのは行政機関になりますので、名簿掲載に同意した場合でも、適性評価が実施されない可能性があります。
- ・あなたの適性評価を実施しない場合には、行政機関から●●に対して通知がありますので、あなたにも連絡します。

④行政機関からあなたへの適性評価の実施に向けた告知書の交付（送付）

- ・あなたに適性評価を実施することが行政機関において決定された場合には、行政機関の適性評価実施担当者から、●●を介さず、直接あなたに対して、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（以下、告知書）という説明資料が交付（送付）されることになります。この交付（送付）手続に必要な範囲で、●●はあなたの連絡先を行政機関に提供することになります。

⑤行政機関への適性評価の実施に向けた同意書の提出

- ・行政機関から交付（送付）される告知書の中に、「適性評価の実施についての同意書」が同封されています。同意する場合は、同意書をあなたが直接行政機関に送付してください。
- ・あなたが適性評価の実施に同意しない限り適性評価は実施されませんし、一度適性評価の実施に同意したあとも、適性評価の結果が通知されるまでは、いつでも同意を取り下げることが可能です。同意を取り下げた場合は、直ちに適性評価の手続は中止されます。
- ・仮に、適性評価の実施に同意しない場合や同意を取り下げた場合でも、●●はその理由を問いません。

- ・あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実は、行政機関から●●にも共有されることになっていますが、●●において、これらの事実のみをもって、あなたに不利益な取扱いをすることは、法律により禁止されています。また、行政機関においても、こうした情報を、「重要経済安保情報の保護」以外の目的で利用することは法律により禁止されています。

⑥質問票の記入と提出（適性評価調査の実施）

- ・⑤の「適性評価の実施についての同意書」が提出されると、行政機関からあなたに対して、「質問票」が送付されてきます。
- ・「質問票」では、あなたの国籍や職歴などの基本事項のほか、あなたと配偶者の家族構成などについて尋ねられますので、正確に回答してください（質問票はこちらの URL から御確認ください。）。
- ・回答した質問票は、あなたから直接行政機関に提出してください。上司等に確認してもらう必要はありませんし、仮に、上司等から回答内容の質問があった場合でも、応える必要はありません。
- ・別途、適性評価調査実施担当者からあなたに対して、本人確認書類や旅券の写し等資料の提出が求められる場合があります。
- ・適性評価調査実施担当者は、あなたに対する調査とは別に、あなたをよく知ると思われる人に対して、「調査票」に基づく調査をしています（調査票はこちらの URL から御確認ください。）。
- ・適性評価調査実施担当者は、質問票の回答や調査票の記載内容について確認する必要がある場合、あなた自身のほか、あなたの上司や同僚などの知人その他関係者に対し、あなたに関する質問を行うことがあります。
- ・また、適性評価調査実施担当者は、公務所又は公私の団体に対し、あなたが提出した質問票の回答内容について照会する場合があります。
- ・回答した質問票を提出した後、適性評価の結果が通知されるまでの間に、回答内容に変更が生じた場合は、速やかに適性評価調査実施担当者にその旨を連絡してください。
- ・あなたに適性評価の結果が通知されない場合、適性評価実施担当者に、適性評価の進捗状況を問い合わせることができます。

⑦評価結果の通知

- ・評価結果は適性評価実施担当者からあなたに通知されるとともに、●●にも通知されます。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた場合には、行政機関から送付される「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（誓約書はこちらの URL から御確認ください）を適性評価実施担当者に提出してください（誓約書の詳細は、後述の【5.「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときにお問い合わせください】を確認してください）。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の結果とともにその理由が通知されます（※事前に理由の通知を希望しない旨を申し出ていた場合には、その限りではありません。）。
- ・適性評価のために行政機関が収集した個人情報、原則 10 年間は行政機関において保存されることとなります。なお、適性評価手続き開始後に同意を取下げた場合でも、取り下げまでに収集した個人情報は 3 年間保存されることとなります。

3. 苦情の申出について

あなたは、適性評価を行った行政機関に対して、適性評価の結果などについて、苦情を申し出ることができます。苦情を申し出したことにより、●●や行政機関があなたに対して、不利益な取扱いを行うことは、法律により禁止されています。

4. 相談の申出について

あなたは、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって提供した個人情報や重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用されたと感じた場合などの相談について、適性評価を行った行政機関の相談窓口のほか、内閣府の相談窓口へ申し出ることができます。

5. 「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときにお願ひすること

あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたときは、以下のことを、誓約書にて、誓約することになります。

- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、関係法令等を遵守すること
 - ・重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないこと
 - ・以下の事情に該当する場合には、原則 10 年間は、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ること
- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
 - (2) 罪を犯して検挙されたこと。
 - (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
 - (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
 - (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
 - (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
 - (7) 飲酒により、けんかななどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
 - (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
 - (9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、●●は、行政機関との契約により、あなたの上司等が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、行政機関に報告することが求められています。報告の結果、行政機関において、あなたが、「重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」と判断した場合には、重要経済安保情報を取扱うことができなくなる可能性がありますので、ご了承ください。

6. 留意事項

適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなった場合、●●から以下のような行動をお願いさせていただきます場合があります。

例)・海外渡航時に不審な働き掛けを受けるなどした場合には●●や上司等に相談いただくこと。

- ・ SNS など不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価を得ていることを掲載する等の行為をしないように努めること。

確認票 (各事項について確認が完了しましたらチェックしてください。)

確認事項	チェック欄
1 名簿掲載に同意をしない場合、その理由は問われません。	☐
2 最終的に適性評価を実施するかどうかの判断をするのは行政機関であり、この名簿掲載に同意した場合であっても適性評価が実施されない可能性があります。	☐
3 名簿掲載に同意後、適性評価の実施に当たっては、改めて適性評価実施担当者から同意の確認があります。	☐
4 3の際に適性評価の実施に同意しないことができるほか、手続途中でも同意の取り下げが可能です。	☐
5 適性評価が実施される場合には、質問票の調査事項に基づいて実施されることになります。	☐
6 質問票に記載した事項に関して、適性評価調査実施担当者が調査を行うに当たり、必要な範囲内で、あなた又はあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、公務所または公私の団体に照会することがあります。	☐
7 収集された個人情報とは、原則 10 年間は行政機関において保存されることになります。なお、適性評価手続後に同意を取下げた場合、それまでに収集された個人情報は、3 年間保存されます。	☐
8 実施された適性評価について、行政機関に苦情の申出をすることができます。また、苦情を申し出たことにより、●●や行政機関から不利益な取扱いを受けることはありません。	☐
9 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、重要経済安保情報の保護に係る誓約書を適性評価実施担当者に提出するとともに、あなたに関し引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ていただきます。	☐
10 あなたに引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合は、あなたからだけでなく、●●やあなたの上司等から、重要経済安保情報管理者へその旨を報告する場合があります。	☐
11 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、一定の行動をお願いされることがあります。	☐
12 このお知らせをよく読み、適性評価の手続について理解しました。	☐

(別紙 2)

名簿掲載の同意書

私は、別紙 1 の「適性評価について」を確認し、内容を理解した上で、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことを予定している者の名簿掲載について、以下のとおり回答します。

- ☐ 名簿掲載に同意します
- ☐ 名簿掲載に同意しません

年 月 日

氏名

- ※ 回答の変更などご相談がある場合は、以下の問合せ先までお願いします。
- ※ 名簿掲載の同意書を提出する際は、控えをとっておいてもかまいません。

<担当> 部署名 電話 電子メール

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 概要

内閣府

法律の概要

- 第1章 総則 【目的（保護及び活用）、定義（重要経済基盤、重要経済基盤保護情報等）】
- 第2章 重要経済安保情報の指定等 【指定の要件・有効期間・解除、保護措置等】
- 第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供 【行政機関、外国政府、国会等への提供】
- 第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 【適合基準、前提となる契約、保護措置等】
- 第5章 重要経済安保情報の取扱者の制限 【適性評価により漏らすおそれがないと認められた者等に限定】
- 第6章 適性評価
【調査（一元化）と評価、対象者、調査7項目、告知と本人同意、公務所等照会、結果通知・苦情申出等、目的外利用の禁止】
- 第7章 雑則
【運用基準、運用状況への有識者の意見聴取及び国会報告・公表、内閣総理大臣の勧告、国民の知る権利・報道/取材の自由等】
- 第8章 罰則 【業務上知り得た重要経済安保情報の漏えい、不正取得等への罰則】
- 附則 【情報指定・解除の適正確保措置、国会の関与】

1. 目的（第1条）

- **国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であること**に鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、**その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。**

【参考】経済安保推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

（第1条）

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、**経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していること**に鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、**安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。**

2. 重要経済安保情報の指定等（第2条～第5条）

（1）重要経済安保情報の指定（第3条第1項）

- 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る**①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの**を、重要経済安保情報として指定。（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）

重要経済基盤の定義（第2条第3項）

- 我が国の国民生活又は経済活動の**基盤となる公共的な役務**であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
- 国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる**重要な物資（プログラムを含む。）の供給網**

重要経済基盤保護情報の定義（第2条第4項）

- ① 外部から行われる行為から**重要経済基盤**を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
- ④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力

【重要経済安保情報の具体例】

- 我が国の重要なインフラ事業者の活動を停止又は低下させるようなサイバー攻撃等の外部からの行為が実施された場合を想定した政府としての対応案の詳細に関する情報
- 我が国にとって重要な物資の安定供給の障害となる外部からの行為の対象となりかねないサプライチェーンの脆弱性に関する情報
- 我が国政府と外国政府とで実施する安全保障に関わる革新的技術の国際共同研究開発において、外国政府から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報

2. 重要経済安保情報の指定等（第2条～第5条）

（2）指定の有効期間及び解除（第4条）

- 行政機関の長は、指定の日から **5年を超えない範囲内で有効期間を設定**。
- 有効期間が満了するたびに要件該当性を見直し、引き続き指定の必要性があれば再度有効期間を設定。30年まで延長することが可能だが、やむを得ない事情があり、その理由について内閣の承認を得た場合には30年を超えることも可能。ただし、その場合でも、外国との交渉に不利益を及ぼすおそれがある等の例外事由に該当しない限り、60年を超えることはできない。
- 行政機関の長は、内閣の承認が得られなかった場合には、保存期間の満了とともに国立公文書館に移管。
- 行政機関の長は、情報が指定の要件を欠くに至ったときは、速やかに解除。

（3）重要経済安保情報の管理・保護措置（第3条、第5条）

- 行政機関の長は、**指定をした情報に対して、「重要経済安保情報」の表示をする**。（表示をすることが不可能な場合には、取り扱う者に指定の旨を通知）（第3条第2項・第3項）
- 行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定める、などの保護措置を講ずる。（第5条）

4

3. 重要経済安保情報の提供等（第6条～第10条）

（1）他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供等（第6条～第9条）

- 行政機関の長は、我が国の安全保障に関する事務を遂行するために必要があると認めたときは、**他の行政機関、都道府県警察、外国の政府又は国際機関に重要経済安保情報を提供できる**。（第6条～第8条）
- 行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない等の場合には、**国会（秘密会）や裁判所、情報公開・個人情報保護審査会に重要経済安保情報を提供する**。（第9条）

（2）適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第10条）

- 行政機関の長は、**我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、適合事業者**（我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の政令で定める基準に適合する事業者）**に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは**、当該適合事業者との**契約に基づき**、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を**提供することができる**。（第10条第1項）
- 行政機関の長は、適合事業者の同意を得て**当該事業者に調査・研究等の活動を行わせる場合**において、当該活動により重要経済安保情報の要件に該当する情報が生成されることが見込まれる場合には、**あらかじめ当該情報を重要経済安保情報として指定し**、当該事業者との**契約に基づき**、当該情報を重要経済安保情報として**保有させることができる**。（第10条第2項）

5

3. 重要経済安保情報の提供等（第6条～第10条）

（2）適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第10条）（つづき）

- 適合事業者と締結する契約には、以下の事項を定めなければならない。（第10条第3項）
 - ①当該適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲
 - ②重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
 - ③重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
 - ④従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項
 - ⑤行政機関の長から求められた場合には重要経済安保情報を行政機関の長に提供しなければならない旨
 - ⑥適合事業者による重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項
- 適合事業者は契約に従い、重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、その従業員に取扱いの業務を行わせる。（第10条第4項）

6

4. 重要経済安保情報の取扱者の制限（第11条）

（1）重要経済安保情報の取扱者の制限（第11条第1項）

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長（適合事業者の従業員の場合は、当該事業者が当該情報を提供した行政機関の長）が実施した**適性評価（10年以内に受けたもの）**において、重要経済安保情報の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限定。
- ただし、以下の者は適性評価を受けることを要しない。
 - 行政機関の長／国務大臣／副大臣／大臣政務官
 - 内閣官房副長官
 - 内閣総理大臣補佐官
 - 職務の特性その他の事情を勘案して政令で定める者

（2）特定秘密保護法の適性評価を受けた者の特例（第11条第2項）

- 特定秘密保護法における適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、5年間に限り、本制度の適性評価を受けずに、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる（特定秘密保護法における適合事業者の従業員においても同じ。）。

7

5. 適性評価（第12条～第17条）

（1）行政機関の長による適性評価の実施（第12条）

- 行政機関の長は、**重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員又は適合事業者の従業者について**、当該業務を行った場合に当該情報を漏らすおそれがないことについての評価（適性評価）を実施。（第12条第1項）
 - 適性評価は、**以下の7つの事項を調査すること、調査にあたって必要な範囲内で公務所や公私の団体に照会することに関して評価対象者の同意を得た上で**実施。（第12条第3項）
- ※ 評価対象者が適合事業者の従業者である場合、まずは、事業者において重要経済安保情報を取り扱わせる必要がある従業者を選定し、本人の同意を得た上で、名簿を整備。名簿の提出を受けた行政機関が、改めて本人の同意を得た上で、調査を実施（本人が記入した質問票は、直接行政機関に提出される）。

適性評価における調査の内容（第12条第2項）

①**重要経済基盤毀損活動との関係**に関する事項（評価対象者の家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。）、②**犯罪及び懲戒の経歴**に関する事項、③**情報の取扱いに係る非違の経歴**に関する事項、④**薬物の濫用及び影響**に関する事項、⑤**精神疾患**に関する事項、⑥**飲酒についての節度**に関する事項、⑦**信用状態その他の経済的な状況**に関する事項

※重要経済基盤毀損活動とは（第12条第2項第1号）

- ア 重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動等の活動であって外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害するおそれのある活動
- イ 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で重要経済基盤に支障を生じさせるための活動

5. 適性評価（第12条～第17条）

（2）内閣総理大臣による調査（第12条第4項～第8項）

- 行政機関の長は、**適性評価を実施するときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価のために必要な調査を行うよう求める**。ただし、行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、行政機関が自ら調査を行う。（第12条第4項）
- 行政機関の長から調査を行うよう求められた内閣総理大臣は、調査を行い、意見を付して調査結果を行政機関の長に通知する。（第12条第5項）
- 内閣総理大臣による一元的な調査を10年以内に受けた者が、他の行政機関の長による適性評価を受けるときは、再調査をせず、直近の一元的な調査の結果に基づき、適性評価を受ける。（第12条第7項）
- 調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、必要な範囲内において、適性評価を受ける者、当該者の知人その他の関係者に**質問**させ、若しくは評価対象者に対し**資料の提出**を求めさせ、又は**公務所若しくは公私の団体に照会**して必要な事項の報告を求めることができる。（第12条第6項）

（3）適性評価の結果の通知（第13条）

- 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者及び内閣総理大臣に通知。適合事業者の従業者の場合には、当該適合事業者に対しても通知。
- 漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、評価対象者に、理由を併せて通知。

5. 適性評価（第12条～第17条）

（4）行政機関の長に対する苦情の申出（第14条）

- 評価対象者は、苦情の申出をすることができる。（第14条第1項）
- 行政機関の長は、苦情の申出を受けた時は、誠実に処理し、その結果を通知。（第14条第2項）
- 評価対象者は、**苦情の申出をしたことを理由に、不利益な取扱いを受けない**。（第14条第3項）

（5）適性評価の結果等の目的外利用禁止（第16条）

- 内閣総理大臣及び行政機関の長は、**適性評価の結果**又は評価対象者が**同意しなかったこと**及び**調査で取得した個人情報**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない**。
- **適合事業者は**、行政機関の長から**通知を受けた内容（適性評価の結果又は評価対象者が同意しなかったこと）**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない**。

10

6. 雑則（第18条～第22条）

（1）運用基準等（第18条）

- 政府は、**重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準**を定める。（第18条第1項）
- その際には、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で作成し、閣議決定を求める。（第18条第2項）
- 内閣総理大臣は、毎年、基準に基づく重要経済安保情報の指定及び解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない。（第18条第3項）
- 内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が基準に従っていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、必要な勧告をし、その結果とられた措置について報告を求めることができる。（第18条第4項）

（2）国会報告（第19条）

- 政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（3）法律の解釈適用（第22条）

- この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、**国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮**しなければならない。
- **出版又は報道の業務に従事する者の取材行為**については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを**正当な業務による行為**とするものとする。

11

7. 罰則（第23条～第28条）

- ①【漏えい】重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、その業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、**5年以下の拘禁刑**若しくは**500万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様。**未遂犯や過失も罰する。**（第23条第1項、第3項、第4項）
- ②【漏えい】公益上の必要等により提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏らしたときは、**3年以下の拘禁刑**若しくは**300万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科。**未遂犯や過失も罰する。**（第23条第2項、第3項、第5項）
- ③【不正取得】外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を**取得したときは**、当該違反行為をした者は、**5年以下の拘禁刑**若しくは**500万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科。**未遂犯も罰する。**（第24条）
- ④①又は③の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、**3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下の罰金**に処する。（第25条第1項）
- ⑤②の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、**2年以下の拘禁刑**又は**200万円以下の罰金**に処する。（第25条第2項）
- ⑥①～⑤に関し、**国外犯も罰する。**（第27条）
- ⑦【両罰規定】法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、**その法人又は人の業務に関して①の行為**（過失犯を除く）**又は③の行為をしたときは**、その行為者を罰するほか、**その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。**（第28条）

12

8. 附則

（1）施行日（附則第1条）

- 政令で定める日（令和7年5月16日）

（2）指定及び解除の適正の確保（附則第9条）

- 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（3）国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会における保護措置（附則第10条）

- 重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

13

重要経済安保情報の指定及びその解除、 適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、 統一的な運用を図るための基準 概要

目次

第1章 基本的な考え方

第2章 重要経済安保情報の指定

- 第1節 指定の要件
- 第2節 指定にあたって遵守すべき事項
- 第3節 指定の手続
- 第4節 その他

第3章 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了、延長、解除等

- 第1節 指定の有効期間の満了及び延長
- 第2節 指定の解除
- 第3節 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報を記録する行政文書の保存期間が満了したものの取扱い

第4章 適性評価

- 第1節 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方
- 第2節 適性評価の流れ
- 第3節 適性評価実施後の措置
- 第4節 適性評価に関する個人情報等の管理
- 第5節 苦情の申出とその処理
- 第6節 相談窓口の設置
- 第7節 警察本部長による適性評価

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

- 第1節 適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ
- 第2節 適合事業者に対して重要経済安保情報を保有させる場合の流れ
- 第3節 適合事業者と認定した後の措置

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置

- 第1節 重要経済安保情報保護活用委員会
- 第2節 内閣府独立公文書管理監による検証・監察
- 第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報
- 第4節 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告等
- 第5節 関係行政機関の協力
- 第6節 研修
- 第7節 その他の遵守すべき事項

第7章 本運用基準の見直し

第8章 施行日

1 策定の趣旨

重要経済安保情報保護活用法（以下「法」という。）の施行に関して、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定することにより、**政府における運用を統一化**することを目的とする。

2 法の運用に当たって留意すべき事項

(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

法の運用に関する全ての者は、以下の点に留意しなければならない。

- 法の各規定を拡張解釈してはならず、厳格に適用すること。特に、情報の指定については、**必要最小限の情報を必要最低限の期間**に限り重要経済安保情報として指定すること。
- 憲法に規定する**基本的人権**を不当に侵害することのないようにすること。特に、適性評価に当たっては**プライバシーの保護**に十分に配慮すること。
- 国民の知る権利**は十分尊重されるべきものであること。特に、**報道又は取材の自由**に十分に配慮すること。

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政機関において法の運用に関する全ての者は、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底し、**国民に対する説明責務**を全うしなければならない。

3 重要経済安保情報を取扱う者等の責務

- 法及び関連規定の内容を十分に理解し、重要経済安保情報の**保護のための措置**を適確に講じなければならない。
- 重要経済安保情報の保護に関する**教育**を受講するなどして**規範意識**を常に高く保たなければならない。
- 重要経済安保情報の**漏えいの働き掛け**を受けた場合等には、上司その他の適当な者へ**報告**するなど、適切に対処する。

2

第2章 重要経済安保情報の指定 ①

第1節 指定の要件

行政機関の長は、指定しようとする情報が**重要経済安保情報の指定の3要件**(**重要経済基盤保護情報該当性**、**非公知性**、**秘匿の必要性**)に該当するか否かは以下の基準に従い判断。 ※特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除く。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

- | | |
|----------------|---|
| 重要
基盤
経済 | ◆ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制（ 基盤公共役務の提供体制 ） |
| | ◆ 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網（ 重要物資の供給網 ） |
- 基盤公共役務に含まれる役務の例：「経済安全保障推進法」における**基幹インフラ**、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における**重要インフラ**、**国の行政機関の役務の一部**
 - 重要物資に含まれるものの例：「経済安全保障推進法」における**特定重要物資**及びその原材料、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

第1号	① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等
	・ 事業者及び行政機関の 施設・設備等の安全確保 に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する 技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源 の保護措置
第2号	② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置等
	・ 重要物資の 供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等 に対応するための措置 ・ 事業者及び行政機関の 施設・設備等の安全確保 に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する 技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源 の保護措置
第3号	③ 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
	・ 第1号の措置に対応する脆弱性に関する情報
第4号	④ 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの
	・ 国際共同研究開発 において外国政府等から提供された情報 ・ 我が国が 技術優位性を持つ分野 に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ・ 重要経済基盤を防護 するための革新的技術に関する情報
第5号	⑤ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
第6号	外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した 外国の政府又は国際機関 からの情報
第7号	第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報

2 非公知性

現に不特定多数の人に知られていないか否か

3 秘匿の必要性

その情報の漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるか否か

3

【参考】重要経済基盤保護情報 事項の細目

第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究	① 外部から行われる行為から 基盤公共役務の提供体制を保護するための措置 又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの	ア 基盤公共役務 を提供する事業者及び行政機関の 施設・設備等の安全確保 に関する措置 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る 規制・制度 に関して 行政機関が行う審査・監査等の措置 b 施設・設備等に対する 外部からの物理攻撃、サイバー攻撃 その他の役務の提供に支障を与える行為に 対応するための措置 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。） イ 基盤公共役務を提供する 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
	② 外部から行われる行為から 重要物資の供給網を保護するための措置 又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの	ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による 重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等 に 対応するための措置 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の 施設・設備等の安全確保 に関する措置 a 施設・設備等に対する 外部からの物理攻撃、サイバー攻撃 その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に 対応するための措置 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。） ウ 重要物資の供給網に関わる 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの	① 重要経済基盤の 脆弱性 に関する情報であって安全保障に関するもの	ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性 に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の 施設・設備等の脆弱性 に関する情報 b 基盤公共役務を提供する 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に関する脆弱性 に関する情報 イ 重要物資の供給網の脆弱性 に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき 調査・分析等 により得られた情報 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の 施設・設備等の脆弱性 に関する情報 c 重要物資の供給網に関わる 事業者の経営 や、事業者及び行政機関が保有する 技術、知識、データ、人員等 、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の 経営資源に関する脆弱性 に関する情報
	② 重要経済基盤に関する 革新的な技術 に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの	ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の 国際共同研究開発 において、 外国の政府等から提供 され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で 我が国が技術優位性を持つ分野 （これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する 研究・調査・分析・審査等 により得られた情報 ウ 重要経済基盤を 防護 するための革新的技術に関する情報
第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報	③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの	
第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力	第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報	

第2章 重要経済安保情報の指定 ②

第2節 指定にあたって遵守すべき事項

【遵守すべき事項】

- 要件該当性は**厳格に判断**。保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、それ以外の情報を指定する情報に含めない。
- 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による**法令違反の事実**を指定し、又はその**隠蔽**を目的として、**指定しない**。
- 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、**指定する情報の範囲が明確**になるよう努める。
- 重要経済安保情報に当たる**情報が出現する前に情報を指定する場合**には、その必要性及び出現可能性について、**慎重に判断**。
- 指定の効果は将来にわたってのみ有効であり、行政機関が**法の施行以前に提供した情報に遡及して適用させてはならない**。

【留意事項】

- 指定される情報は**行政機関が保有する情報であることが前提**。事業者等から提供された情報についても、3つの要件に該当するものであれば指定は可能だが、指定しただけでは**当該情報を提供した事業者等には本法の効力は及ばない**。

第3節 指定の手続

体制整備

- 行政機関の長
- 重要経済安保情報管理者（局長級）等を指名
- 行政機関の職員
- 指定すべき情報を認知した場合は関係職員に通報

重要経済安保情報の指定

- 行政機関の長
- 対象情報の要件該当性を判断し、重要経済安保情報に指定
※**有効期間は、5年以内**で、経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して**適切な期間を設定**
- 重要経済安保情報管理者
- 重要経済安保情報指定書を作成
※指定の理由、有効期間、解除条件、対象情報等を具体的に記述

指定管理簿への記録

- 行政機関の長
- 指定管理簿を作成し、管理させる
- 指定管理簿の管理者
- 重要経済安保情報管理者から報告を受け、指定された情報を指定管理簿に記録
※指定年月日、有効期間と満了日、重要経済安保情報の概要等を記録

表示と周知

- 重要経済安保情報管理者
- 重要経済安保情報を記載した文書等への「**重要経済安保情報**」の表示（表示できない場合は、情報を取り扱う者への通知）
 - 指定された重要経済安保情報の概要及び有効期間の満了日を情報を取り扱う者に**周知**

第4節 その他

- 行政機関の長は、**重要経済安保情報を保護**するために必要な措置の実施に関する**規程**を定める。

第3章 指定の有効期間の満了、延長、解除等

第1節 指定の有効期間の満了及び延長

指定の理由の点検

- 行政機関の長は職員に、指定の有効期間が満了する前に、**指定の理由を点検**させる
 - ※指定の必要性を巡る状況が変化していることも踏まえて点検を行う
- 有効期間を延長するときは、その**判断の理由を記録**

有効期間の延長の有無の判断

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 3要件を満たさない | 有効期間を延長せず（満了） |
| 一部の情報が3要件を満たさない | 当該一部の情報を除いた部分の有効期間を延長 |
| 3要件を満たす | 有効期間を延長 |

有効期間が満了又は延長した場合の措置

- 重要経済安保情報表示の抹消・有効期間満了の表示
- 有効期間満了の情報取扱者への周知・指定管理簿への記録等
- 有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間について情報取扱者への周知・通知
- 指定管理簿への記録
- ※通じて30年を超えて有効期間を延長する場合は、**内閣の承認**が必要

第2節 指定の解除

指定の理由の点検

- 行政機関の長は職員に、**年1回以上**定期的に、**指定の理由を点検**させ、指定の要件を満たしていないと認めたときは**速やかに指定を解除**
 - ※秘匿の必要性を巡る状況の変化や同一性を有する情報の公表状況等を確認
- 点検を実施したときは、その実施年月日を記録

指定の解除の有無の判断

- | | |
|-----------------|---------------|
| 3要件を満たさない | 指定を解除 |
| 一部の情報が3要件を満たさない | 当該一部の情報の指定を解除 |
| 3要件を満たす | 引き続き指定を維持 |

指定を解除した場合の措置

- 重要経済安保情報表示の抹消・指定解除の表示
- 指定解除の情報取扱者への周知・指定管理簿への記録等
- ※一部の情報の指定解除の場合は、該当部分について上記措置を実施

第3節 指定が解除され又は有効期間が満了し、保存期間が満了した行政文書の取扱い

- 指定の有効期間が通じて**30年を超える**重要経済安保情報 → 歴史公文書等として**国立公文書館等に移管**
- 指定の有効期間が通じて**30年以下**の重要経済安保情報
 - 通じて30年を超えての指定の有効期間の延長について内閣の承認が得られなかったもの → **国立公文書館等に移管**
 - それ以外の文書 → **移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄**（通じて25年を超える文書は特に慎重に判断）

第4章 適性評価 ①

第1節 適性評価の実施に当たっての基本的考え方

- ① **基本的な人権の尊重**、② **プライバシーの保護**(※1)、③ **法に定める7つの調査事項**(※2)以外の調査の禁止、④ **適性評価の結果の目的外利用の禁止**。

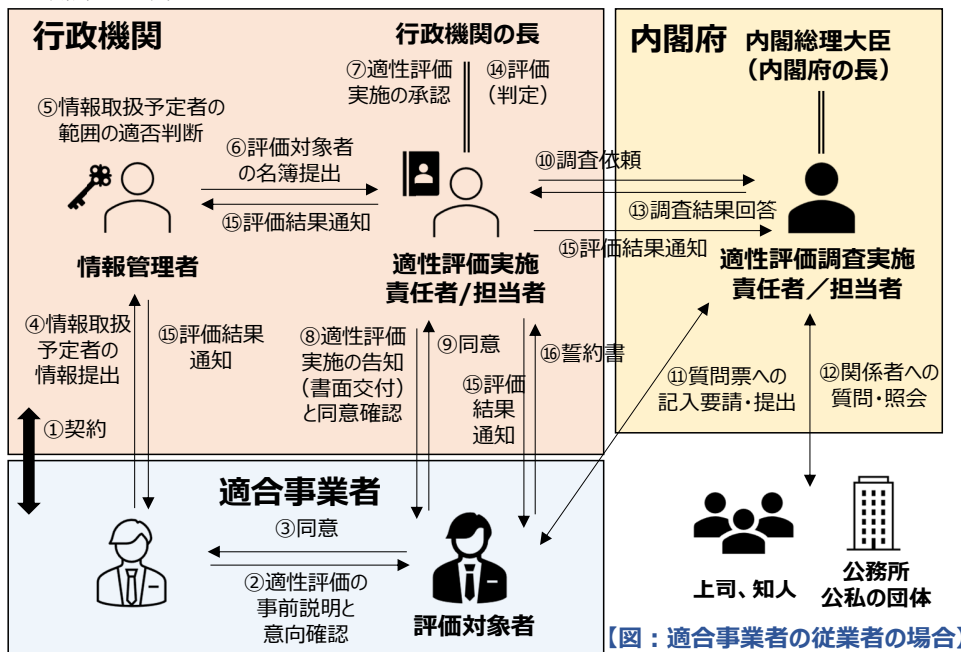
※1：特に適合事業者の従業員には、適性評価について分かりやすい説明を行い、理解を得る。質問票に記入した個人情報、行政機関において適性評価に関わる職員のみが取扱い、本人の上司その他の者の知るところとならないようにする。

※2：①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

第2節 適性評価の流れ

適性評価は、評価対象者の**本人の同意**を前提に、**内閣総理大臣による一元的調査**(※3)の結果に基づき、**各行政機関の長が実施**。

※3：行政機関の長が自ら適性評価調査を実施する例外的な場合は、内閣府のプロセスも当該行政機関内で実施



【評価対象者の選定・告知及び同意・適性評価調査】

- 情報管理者は、評価対象者の名簿を作成。
- 適性評価実施担当者は、評価対象者に適性評価実施の告知書を交付し、同意書(又は不同意書)の提出を受ける。
- 内閣府の調査担当者は、本人から提出された質問票、面接や関係者への質問、人事管理情報による確認、公務所・公私の団体への照会等を通じて調査を実施し、意見を付して調査結果を適性評価実施責任者に回答。

【評価】

- 適性評価は、各行政機関の長が、内閣府の調査結果を基に、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断。
 - ①情報を適正に管理することができるか
 - ②規範を遵守して行動することができるか
 - ③職務に対し、誠実に取り組むことができるか
 - ④情報を自ら漏らすような活動に関与することがないか
 - ⑤自己を律して行動することができるか
 - ⑥情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
 - ⑦職務の遂行に必要な注意力を有しているか

【結果の通知】

- 適性評価実施責任者/担当者は、評価対象者等に、適性評価の結果を書面により通知。法令遵守や事情変更があった場合の申出などを含む誓約書の提出を求める。

【図：適合事業者の従業員の場合】

第3節 適性評価実施後の措置

【適性評価実施後の事情変更】

- 重要経済安保情報を取扱う行政機関の**職員の上司等**(適合事業者の従業者の場合は**適合事業者**)は、当該職員(従業者)に、本節に掲げる事情(※)があると認めた場合は、速やかに重要経済安保情報管理者に**報告**。

※報告が必要な事情の例

- 外国との関係に大きな変化があったこと/罪を犯して検挙されたこと/懲戒処分の対象となる行為をしたこと/情報の取扱いに関する規則に違反したこと/薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと/自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと/飲酒により、対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと/経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと/重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

- 重要経済安保情報管理者は、職員(従業者)本人又は上記の者からの事情の申出等に基づき、当該職員(従業者)に「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて**疑いを生じさせる事情**」があると認めるときは、当該職員(従業者)が情報の取扱いの業務を行わないよう措置。引き続き取扱いの業務を行わせる必要がある場合は、**改めて適性評価**を実施。

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

【行政機関・適合事業者における個人情報等の管理】

- 行政機関は、適性評価に関する個人情報を、個人情報保護法やサイバーセキュリティ対策基準等に基づき、適切に管理。
- 適性評価の実施に関する文書の行政機関における保存期間は**10年**(不同意・同意の取下げの場合は**3年**)。
- 適合事業者は、行政機関から通知された適性評価の結果等を適切に管理(行政機関は契約にその旨を規定)。

【適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限】

- 行政機関及び適合事業者は、法令に基づく場合等を除き、**適性評価の実施に当たって取得する個人情報**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない**。

(目的外利用の例)

- 適性評価の結果を考慮して、**解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させることなど就業環境を害すること**

第5節 苦情の申出とその処理・第6節 相談窓口の設置

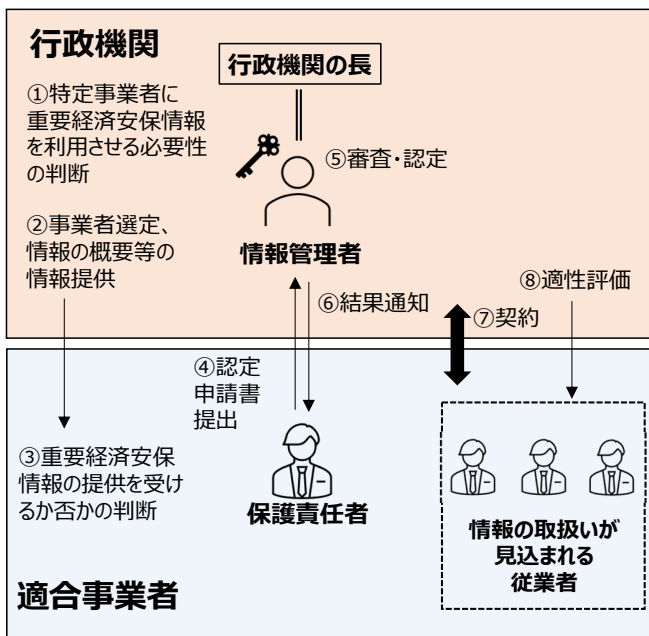
- 内閣府**及び**各行政機関**に、適性評価の結果や実施方法等に関する評価対象者からの苦情を受け付ける**苦情受理窓口**、適性評価結果の目的外利用等の上記苦情以外の相談や、評価対象者以外の者からの問合せを受け付ける**相談窓口**を設置。
- 内閣府及び各行政機関は、苦情の申出があったときは、調査を行い、苦情処理の結果を書面により通知。
- 行政機関及び適合事業者は、**苦情の申出をしたことを理由とする苦情申出者に対する不利益な取扱いを禁止**。

8

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 ①

第1節 適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ

重要経済安保情報を提供する必要がある事業者を選定し、事業者からの認定申請に基づき、情報を適切に保護できると認められる事業者を**適合事業者**として認定。契約に基づき、重要経済安保情報を提供。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、**事業者からの相談なども踏まえながら**、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、特定の事業者に対して、**重要経済安保情報を提供する必要があるか否かを判断**。
- 提供先の事業者を適切に**選定**するとともに、事業者が重要経済安保情報の提供を受けるか十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などにつき、できる限りの**情報提供**に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。

【適合事業者の認定】

- 事業者は、上記の情報提供を踏まえ、適合事業者の認定のために、**認定申請書**を提出。
- 行政機関の長は、事業者が次に掲げる事項を明らかにした**規程**に従って必要な措置を講ずることで、**重要経済安保情報を適切に保護することができると認められるかどうかを審査**。

事業者の規程に定める事項(例)

- 情報保護の全体の責任を有する者(**保護責任者**)の指名基準等
- 情報を取り扱う場所において、業務を管理する者(**業務管理者**)の指名基準等
- 従業者**に対する情報保護に関する**教育**の実施内容・方法
- 施設設備の設置**に係る手続
- 情報取扱い業務を行う**従業者の範囲**の決定基準・決定手続 等

- 認定のための審査は、下記の**考慮要素**を踏まえて、総合的に判断。

考慮要素

- 株主や役員の状況に照らして、**事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか**
- 保護責任者**又は**業務管理者**として指名される者が、業務を適切に行うための**必要な知識**を有しており、その**職責を全うできる地位**にあると認められるかどうか
- 重要経済安保情報の保護に関する**教育内容**が、従業者が**必要な知識を的確に習得できる内容**となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているか
- 重要経済安保情報の保護のために設置される**施設設備**が、情報を保護するための**必要な機能及び構造**を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか

- 事業者に認定結果を通知。適合事業者該当すると認められなかった場合、理由も通知。

【契約の締結・適性評価の実施】

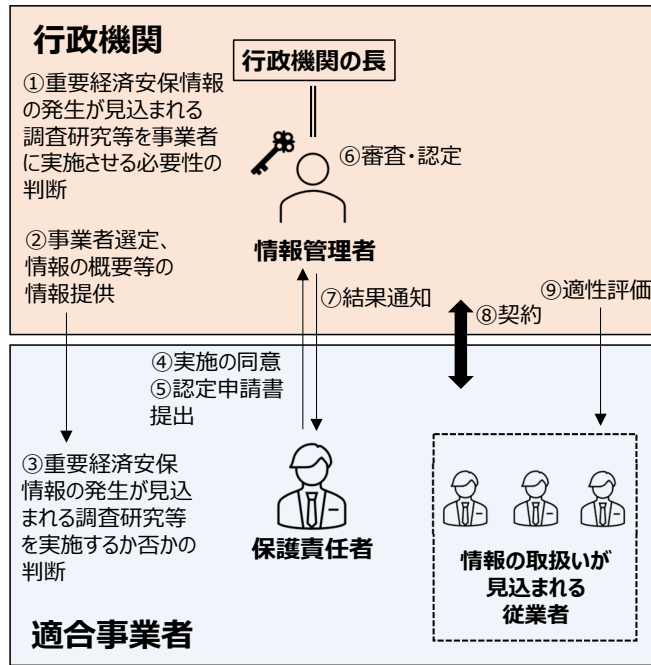
- 適合事業者と重要経済安保情報を提供するための契約を締結。
- 契約締結後、情報の取扱いが見込まれる従業者に対して、適性評価を実施。

9

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 ②

第2節 適合事業者に重要経済安保情報を保有させる場合の流れ

重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、自身が保有していない情報であって、これから実施する調査研究等によって重要経済安保情報の要件に該当する情報の発生が見込まれる状況において、事業者に調査研究等を実施させることが、我が国の安全保障の確保に資するか否かを判断。
- 重要経済安保情報を保有させようとする事業者を適切に選定するとともに、事業者が当該調査研究等を実施するか否か十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などについて、できる限りの情報提供に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。
- 行政機関の長は、調査研究等により重要経済安保情報を保有させようとする事業者から、実施前に同意を取得。同意を得ずに実施した調査研究等により得られた結果は、重要経済安保情報に指定することはできない。

【適合事業者の認定等】

- 事業者の同意を得た行政機関の長は、事業者に、第1節で定めるところにより、適合事業者の認定申請書の提出を求め、適合事業者の審査・認定を行う。
- 行政機関の長は、調査研究等の実施により事業者がこの後保有することが見込まれる情報に関して、あらかじめ重要経済安保情報に指定する。

【契約の締結・適性評価の実施】

- 適合事業者と調査研究等の実施及び重要経済安保情報の保有のための契約を締結。
- 適合事業者の認定後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。

【調査研究等の実施】

- 行政機関の長は、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が出現した場合には、契約に基づき、当該情報を重要経済安保情報として、引き続き適合事業者保有させる。

第3節 適合事業者と認定した後の措置

- 行政機関の長は、適合事業者において、認定申請書に記載した情報に変更があった場合には、契約に基づき報告させる。
- 上記報告を受けた行政機関の長は、変更部分につき、改めて第1節に規定する基準に適合するか否かを審査。当該審査の間、適合事業者は引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。
- 審査の結果、引き続き適合事業者として認定したか否かを事業者に通知。引き続き適合事業者に該当すると認められなかった場合には、理由も通知するとともに、既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対して当該重要経済安保情報が記載されている文書等の返還を求める。

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置 ①

第1節 重要経済安保情報保護活用委員会、内閣府独立公文書管理監による検証・監察

重要経済安保情報保護活用委員会

- 重要経済安保情報の指定・解除、適性評価、適合事業者の認定の統一的運用と適正確保のため、内閣府に設置。
- 内閣総理大臣は、本委員会を通じて、重要経済安保情報を含む資料の提出及び説明を求めること、法の運用について必要な勧告をし、勧告の結果とられた措置について報告を求めることが可能。

内閣府独立公文書管理監

- 重要経済安保情報の指定及び解除、重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法令及び運用基準に従って行われているかを検証・監察。

検証・監察の流れ

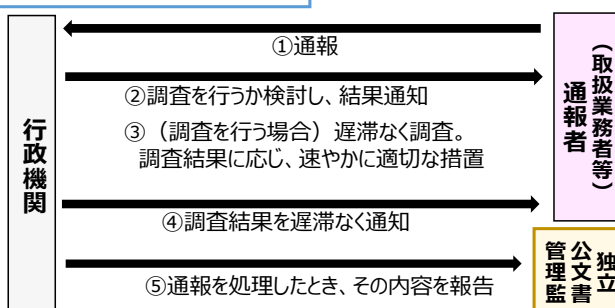
- 必要な場合、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出・説明の求めや実地調査が可能。
- 行政機関の長は資料提出等に対応（応じないときはその理由を疎明）
- 検証・監察の結果、法等に従って行われていない場合、行政機関の長に是正を求め、当該内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知。
- 行政機関の長は、適切な措置を講じた上で、当該措置について報告。

第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

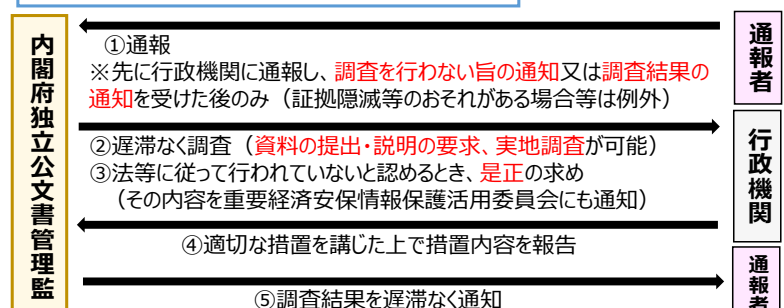
内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱業務者等(※)が、情報の指定・解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと認める場合の通報窓口を設置・公表。

※重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者、行っていた者、法の規定により提供された重要経済安保情報を知得した者

行政機関に対する通報



内閣府独立公文書管理監に対する通報

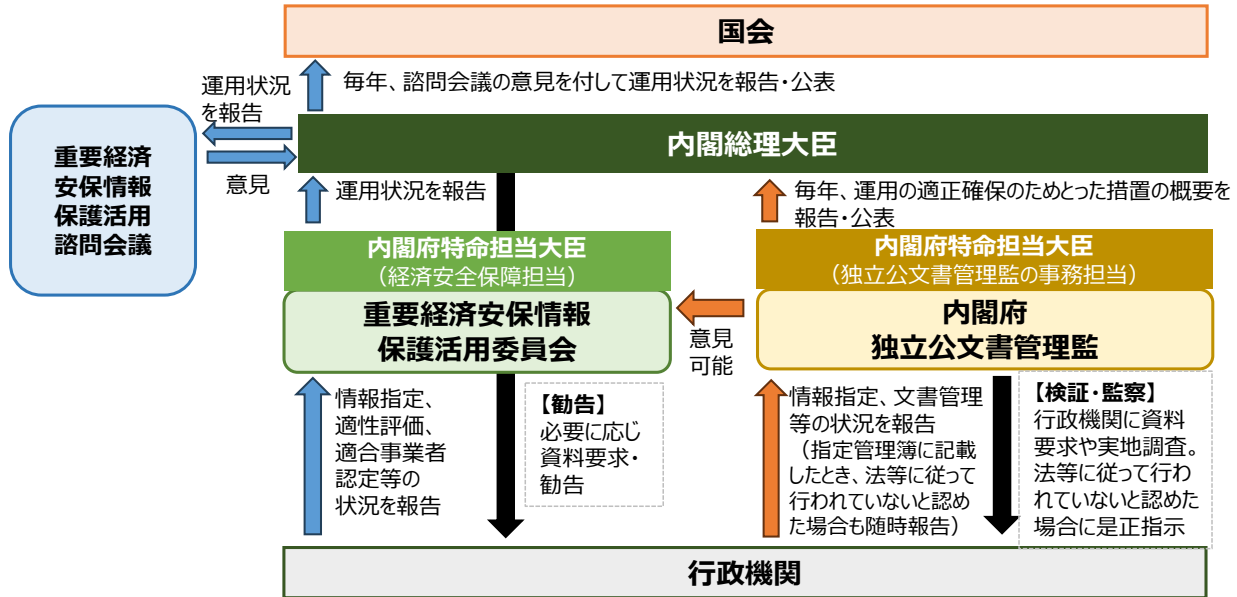


通報者の保護等

- 通報の処理に関与した職員による通報者を特定させる情報その他通報に関する秘密の漏えい等を禁止。
- 通報を理由とした通報者への不利益な取扱いの禁止(違反時に当該取扱いの取り消し・是正、違反職員の懲戒等)
- 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切に保存。

第4節 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告等

毎年1回、内閣総理大臣は法の運用の状況を、内閣府独立公文書管理監は情報指定及び文書管理の運用の適正確保のため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、報告・公表。



第5節—第7節 関係行政機関の協力、研修、その他の遵守すべき事項

- 内閣総理大臣および関係行政機関の長は、重要経済安保情報の保護のため相互に協力。
- 行政機関の長は、法の施行に関わる者に対し、必要な知識・技能を習得・向上させるための研修を定期的実施。内閣府は上記研修に資するための教材や資料を提供・公表。
- 重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監は、提供された重要経済安保情報を利用する職員の範囲を制限する等の情報保護に必要な措置を講じる義務。専門知識・能力の維持向上に努める義務。
- 行政機関の長は、国会から報告又は記録の提出を求められたときは、法や国会法等の規定に基づき適切に対応。
- 適合事業者は、事業者内の実務が円滑に進むよう、労使も含めて様々なステークホルダーと対話するよう努める。

適性評価に関するQ & A (第1版)

令和7年5月2日
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

目次

はじめに	1
適性評価について	2
評価対象者向けQ & A	4
〈同意〉	4
〈適性評価調査〉	4
〈評価〉	6
〈結果の通知〉	7
〈事後の事情変更〉	7
〈目的外利用〉	8
〈苦情・相談〉	8
〈問い合わせ等〉	9
上司等、関係者、公私の団体向けQ & A	10
〈上司等、関係者〉	10
〈公務所等〉	11

【改訂履歴】

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第 1 版	令和 7 年 5 月 2 日	-	初版発行

はじめに

- 適性評価を受けていただく評価対象者の方や重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ紙を受け取り、適性評価を受ける予定がある方、適性評価調査にご協力いただく上司や関係者の方、公務所又は公私の団体の方向けのQ & Aとなっています。

- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします（内閣府のHPに最新のものが掲載されています。）。

適性評価について

Q 1. 適性評価の目的はなんですか。

- 適性評価は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報）の取扱いの業務を、その適性があると認められた方にのみ行っていただくことを目的として実施するものです。一般的な人格や能力を評価するものではありません。

Q 2. 誰が適性評価を行うのですか。

- 重要経済安保情報を提供する行政機関の長が適性評価を実施します。ただし、評価のために必要な調査に関しては原則として内閣府が一元的に行います。

Q 3. 適性評価を受けたいのですが、申し込むことはできますか。

- この制度は、政府の情報保全の一環として重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に、これを漏らすおそれがないかどうかを評価する制度です。そのため、個人からの申し込みを受け付ける制度ではありません。所属先の行政機関や適合事業者内で適性評価を受ける必要があると判断された場合にのみ、受けていただくことになります。

Q 4. 適性が認められて同一の行政機関から提供される重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する場合、適性評価の再実施はどのくらいの時期に行われますか。

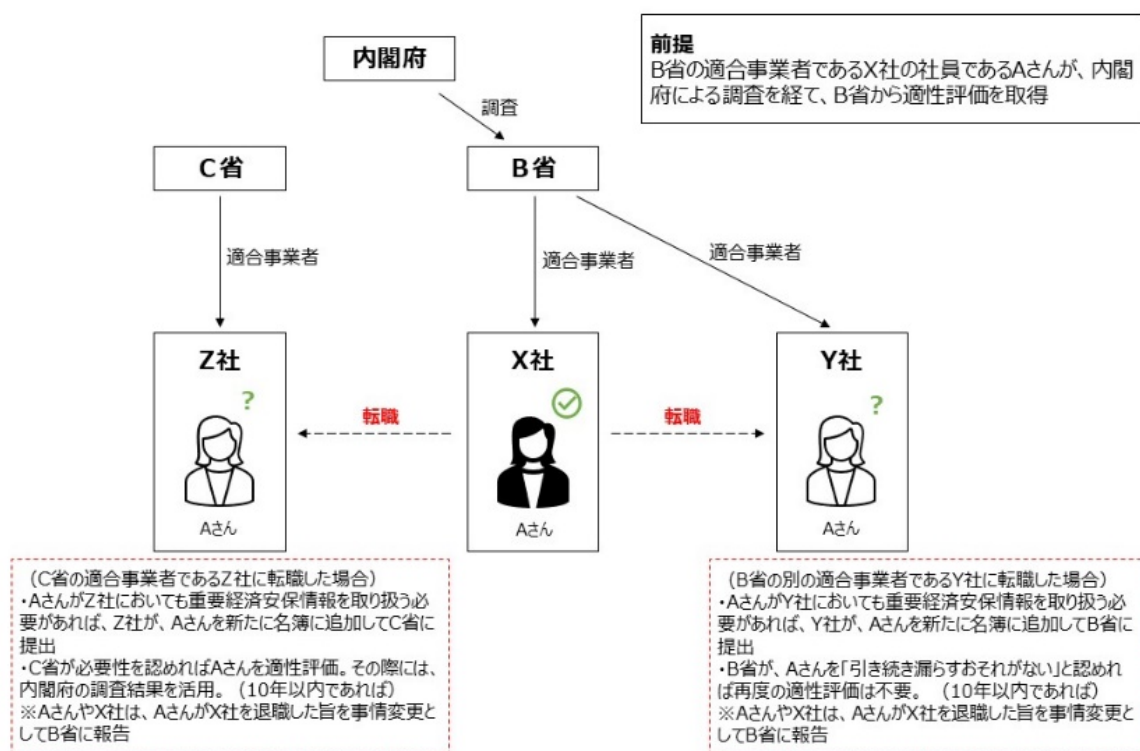
- 再実施までの期間は 10 年間です。ただし、その間でも「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」があることが認められる場合には、改めて適性評価が実施されます。

Q 5. 転職した場合、適性評価の調査が再度行われますか。

- 内閣府が調査を実施した適性評価において適性があると認められた人が、10年以内に転職して、他の行政機関で改めて適性評価を受けることとなった場合は、再度の適性評価の調査は行いません。

【参考】重要経済安保情報保護活用諮問会議（第3回）資料2（抜粋）

【参考】転職した場合における適性評価や適合事業者の扱い



評価対象者向けQ & A

〈同意〉

Q 6. 適性評価を受けるよう打診がありましたが、必ず同意しなければ（同意書を提出しなければ）なりませんか。

- 評価対象者本人に同意する意思が無い場合、同意書を提出する必要はありません。また、行政機関や適合事業者がその理由を問うことや、不同意の場合に不利益な取扱いを行うことは禁止されています。

〈適性評価調査〉

Q 7. 適性評価調査実施担当者に質問票のほかに提出しなければならないものはありますか。

- 行政機関の適性評価調査実施担当者から明示的に提出を求められない限り、必要事項を記入した質問票のみ提出いただければ問題ありません。
ただし、場合によっては、適性評価調査実施担当者が、適性評価調査のため必要な範囲内で、本人確認書類、旅券の写し等の資料の提出を求めることがあります。

Q 8. 家族なども調査対象になりますか。

- 評価対象者に対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするため、評価対象者の家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査することとなっています。評価対象者がこのことを家族や同居人に伝えることは差し支えありません。

Q 9. 質問票に記載した内容は、適性評価調査実施担当者から、上司等や関係者へ明かされることはありますか。

- 適性評価調査実施担当者が、評価対象者が記入した質問票を上司等や関係者に開示することはありません。適性評価調査実施担当者が、上司等や関係者に対して、評価対象者に関する質問を行う場合には、評価対象者から提出された質問票や上司等から提出された調査票に記載された内容について、疑問点や矛盾点など明らかにすべき事項がないかどうかを確認するために必要な質問のみを行います。

Q10. 調査に関して、現在の上司以外に質問を行うことはありますか。

- 例えば、転職した場合に転職前の職場の上司等に質問を行うこと等があります。

Q11. 公務所又は公私の団体に対する照会の際、質問票の内容は開示されますか。

- 評価対象者が記入した質問票を行政機関から当該質問先や照会先などに開示することはありません。

Q12. 公務所又は公私の団体に対する照会は必ず行われますか。

- 公務所又は公私の団体への照会は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うこととしています。

Q13. 公務所又は公私の団体に対する照会は、どんなところに確認されるのですか。

- 「公務所」とは、国家機関のほか地方公共団体の機関をいい、「公私の団体」とは、学校、病院、医院・診療所、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれており、これらに照会を行う場合があります。

Q14. 質問票では、家族、同居人の国籍や過去 10 年間の出張を除いた渡航履歴などの記載が求められますが、これらについて情報を提供しなければいけませんか。

- 質問票の記載要領では、評価対象者が確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、かつ漏れなく正確に記載するよう求めています。正当な理由なく、記載すべき事項を記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。事実確認ができない事項については「不明」と記載して差し支えありません。

Q15. 質問票に、配偶者の記載欄がありますが、同性パートナーも含まれますか。

- 本法第 12 条第 2 項において、配偶者を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と規定しており、いわゆる事実婚の関係にある同性の方もここでいう配偶者に含まれます。

Q16. 質問票の「3(3)来日外国人への援助等」について、業務上行ったものも記載の対象に該当しますか。また、「住居の提供その他これらに類する援助」とは金銭的な援助という意味ですか。

- ご指摘の調査事項については、評価対象者への外国からの働き掛けの有無を調査するための参考とするためのものであり、来日外国人への援助等については、業務上行った場合も含まれます。また、「住居の提供その他これらに類する援助」は金銭的な援助に限られません。

Q17. 質問票の「5情報の取扱いに係る非違の経歴」について、どの程度の内容まで記載する必要がありますか。

- 事業者としての指導監督上の措置である場合に記載いただくことを想定しています。例えば、故意・過失を問わず、使用が認められていない記録媒体に情報を保存したり、適正な手続によらず秘密情報を複写したり、重要情報を示唆する事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことなどが含まれます。

Q18. 質問票の「8飲酒についての節度」について、例えば、二日酔いで次の日の業務がしんどかった、寝坊した程度であれば記載は不要ですか。

- 飲酒が原因でトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがある場合に記載いただくことを想定しています。

〈評価〉

Q19. 以下のような事情がある者は、適性が認められないと判断されますか。

- ・外国籍である場合や、外国籍の者と結婚している場合、外国籍の者や外国との関係が深い場合
- ・外国の金融機関の口座や外国の不動産を保有している場合

- 外国との関係が深いことなどのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されます。

〈結果の通知〉

Q20. 適性評価の結果が出るまでにどのくらいの期間がかかりますか。

- 適性評価は評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行ったときにこれを漏らすおそれがないかどうかを評価するという目的で実施されるものであり、調査対象者の状況など個別具体的な要素によって、適性評価の処理に要する期間は変動しますので、その期間を一律に示すことは困難です。ただし、今後の運用も踏まえ、目安の期間を示していくことについて検討することとしています。

なお、個々の適性評価について、長期間、適性評価の結果が通知されない場合は、行政機関に対し、適性評価の進捗を確認することができます。告知書や質問票に記載されている行政機関又は内閣府の窓口にお問い合わせください。

Q21. 適性評価結果等通知書を紛失してしまった場合、再発行は可能ですか。

- 可能です。必要がある場合は、適性評価を実施した行政機関にご相談ください。

〈事後の事情変更〉

Q22. 適性評価の実施後の事情変更として、「外国籍の者との結婚」が挙げられているのはなぜですか。

- 「外国籍の者との結婚」は、適性評価の実施後の事情変更として、「外国との関係に大きな変更があったこと」の一例として報告を求めているものです。

Q23. 適合事業者等が適性評価実施後に事情変更を認めた場合に行政機関に報告することになっていますが、事前に同意を求められた上で報告されるのですか。

- 適性評価の実施の同意において、適合事業者等から行政機関に報告されることも含めて同意いただいているため、事前に同意を求められることはありません。

〈目的外利用〉

Q24. 適性評価の結果の通知を受けましたが、適性があると認められたことを発信しても問題ないですか。

- 評価対象者が自身の結果について共有する行為は本法によって禁止されてはいません。ただし、適性があると認められ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う場合、諜報活動の標的となる可能性があるため、情報保全の観点から慎重であることが望ましく、留意が必要です。

Q25. 適性評価の結果を目的外利用された場合、どこに相談すればいいですか。

- 適性評価の結果を含めた個人情報を目的外利用されたと考える場合には、内閣府又は各行政機関の相談窓口にご相談ください。

〈苦情・相談〉

Q26. 苦情を申し出た場合、当該苦情を処理する苦情処理責任者及び苦情処理担当者は、適性評価を実施した行政機関の職員が兼任する場合がありますか。

- 苦情処理責任者については、適性評価実施責任者や適性評価調査実施責任者が兼任することは可能です。しかし、苦情の申出を適正に処理する必要があるという観点から、苦情処理責任者は、苦情の申出をした者の調査に直接従事した職員を、苦情処理担当者に指名することはできません。

Q27. 苦情の申出をした者が、通知された処理の結果について、質問を行ったり、説明を要求したりすることはできますか。

- 苦情の申出をした者は、通知された処理の結果について苦情や質問等がある場合には、苦情受理窓口に申し出ることができます。

Q28. 相談窓口にご相談した場合、どのような対応がされますか。

- 相談を受理した行政機関は、運用基準第4章第5節に規定する苦情の処理と同様に、相談内容を踏まえ、誠実に対応します。受理した行政機関のみで対処することが困難な場合には、関係機関と必要な連携が図られます。例えば、労働上の不利益取扱いがあった場合には、相談者の希望に応じて、都道府県労働局で実施している個別労働紛争解決制度、各都道府県労働相談窓口

等の労働紛争解決手段をご案内するなど、適切な対応を検討します。

〈問い合わせ等〉

Q29. 告知書の内容や同意書の書き方等について質問がある場合、どこに問い合わせればよいですか。

- 告知書に記載されている適性評価実施担当者までお問い合わせください。

Q30. 質問票の書き方など適性評価調査について質問がある場合、どこに問い合わせればよいですか。

- 質問票に記載されている適性評価調査実施担当者までお問い合わせください。

Q31. 適性評価の結果について苦情がある場合、どこに申し出ればよいですか。

- 告知書や適性評価結果等通知書に記載されている行政機関の苦情受理窓口までお申し出ください。この場合、法律に基づき苦情として受理されるためには、適性評価を実施した行政機関の苦情受理窓口へ文書でお申し出いただく必要があります。ただし、文書で提出することができない何らかの事情がある場合には、苦情ではなく相談として受理することが可能ですので、告知書や適性評価結果等通知書に記載されている行政機関や内閣府の相談窓口にご相談ください。

上司等、関係者、公私の団体向け Q & A

〈上司等、関係者〉

Q32. 上司として評価対象者に関して調査票に記入するように依頼されましたが、依頼を受けたことについて評価対象者本人に確認したり評価対象者以外に聞いたりする必要はありますか。

- 調査票の内容に関しては、あくまで上司等が依頼を受けた時点で評価対象者について把握している事実に基づくありのままの所見のみで回答していただければよく、評価対象者や他の方に聞く必要はありません。

Q33. 評価対象者の上司や関係者という立場で調査を受けることとなった場合、調査に応じるか否か、個別の質問に回答するか否かは任意ですか。

- 上司等や関係者が質問に応じるかは任意です。

Q34. 上司や関係者として回答した者の氏名や回答内容が、評価対象者に開示されることがありますか。

- 調査票に記載いただいた評価対象者に関する情報は、別添6の「1 調査票の記載又は記録に当たっての留意事項」に記載の通り、評価対象者に示される可能性があります。ただし、上司や関係者として回答した者の氏名については、その本人の同意が得られない限り、評価対象者に開示されることはありません。

Q35. 上司として評価対象者について調査票の記入依頼や質問を受けたことについて、守秘義務は課されますか。

- 調査内容に関する法的な守秘義務はありません。

Q36. 上司等に対する調査票への記載の依頼は、どの規定に基づいて行われるのですか。

- 法第12条第6項に「適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ」ることができると規定されていることに基づき、上司等に質問を行うに当たって、調査票への記載依頼を行っています。

Q37. 評価対象者に対し、適性が認められなかった場合の理由の通知を希望するように求めても問題はありませんか。

- 適性が認められなかった場合の理由の通知の希望は、同意と同様に、あくまでも評価対象者の自由な意思に基づいて行われるべきものであるため、評価対象者に理由の通知を希望するよう求めてはいけません。

〈公務所等〉

Q38. 公務所又は公私の団体として、評価対象者に関する情報提供を求められた場合、事前に本人に確認することなく情報提供してもよいですか。

- 適性評価調査における公務所又は公私の団体への照会は、本人の同意を書面で得た上で行っているため、事前に本人に確認する必要はありません。照会を受けた公務所又は公私の団体が、本人の同意の有無を確認する必要がある場合は、照会元の行政機関に対し、同意書の提出を求めれば、本人から提出された同意書の開示を受けることができます。また、法第 12 条第 6 項に照会権限が法定されており、照会に応じて必要な報告を行っても「法令に基づく場合」に当たることから問題ありません。

Q39. 公務所又は公私の団体として、評価対象者に関する情報提供を求められましたが、拒否することはできますか。

- 公務所又は公私の団体に対する照会は、法第 12 条第 6 項に基づく照会であり、同項には「内閣総理大臣又は行政機関の長は……公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されているところ、照会を受けた公務所又は公私の団体は、罰則等により強制されることはないですが、原則として、その照会に回答する法律上の義務が生じます。